

揭示文書一覽(市長分)

令和7年11月4日

種別	番号	題 名	主 管 課
告示	537	土壤汚染対策法第 1 1 条第 1 項の規定による形質変更時要届出区域の指定について	環境政策室
告示	538	土壤汚染対策法第 1 1 条第 1 項の規定による形質変更時要届出区域の指定について	環境政策室
公告	606	制限付一般競争入札について	都市計画課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 537号

令和 7年11月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

土壤汚染対策法第11条第1項の規定による形質変更時要届出区域
の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定したので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示する。

1 指定する区域

姫路市飾磨区今在家字近藤新田1351番21及び1351番32の各一部

2 基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

3 その他

この告示により指定する形質変更時要届出区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号の埋立地管理区域に該当する。

姫路市告示第 538号

令和 7年11月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

土壤汚染対策法第11条第1項の規定による形質変更時要届出区域
の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定したので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示する。

1 指定する区域

姫路市飾磨区妻鹿日田町1番7、1番10及び1番11の各一部

2 基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒^ひ素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

3 その他

この告示により指定する形質変更時要届出区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号の埋立地管理区域に該当する。

姫路市公告第 606号

令和 7年11月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札について

イーグレひめじ駐車場施設の貸付について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

記

1 入札に付する事項等

別紙「イーグレひめじ駐車場施設の貸付に係る事業者の募集要項」のとおり

イーグレひめじ駐車場施設の貸付に係る事業者の募集要項

令和7年11月4日
兵庫県姫路市

〈目次〉

	ページ
1 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 貸付物件等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 貸付契約の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4 貸付の条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
5 参加資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
6 募集要項等の配布・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
7 参加申込手続及び参加資格の確認・・・・・・・・・・	16
8 現地説明会の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
9 質問の受付及び回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
10 最低貸付料・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
11 入札保証金及び契約保証金・・・・・・・・・・	18
12 入札及び開札・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
13 決定後の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
14 落札者の決定の取消し・・・・・・・・・・・・・・・・	21
15 問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21

【別添】

- 別紙1 イーグレひめじ地下駐車場 管理等の手引き
- 別紙2 市有建物賃貸借契約書（案）
- 別紙3 大手前公園地下駐車場における精算機管理・集金等業務委託仕様書
- 別紙4 募集から貸付までの日程
- 資料1 図面等（平面図、位置図、現況写真、イーグレひめじフロアマップ）
- 資料2 設備等一覧
- 資料3 実績一覧（出庫台数、売上金額、免除・減額件数、貸付料、光熱水費、修繕費）
- （様式第1号）制限付一般競争入札参加申込書
- （様式第2号）駐車場施設の運営実績調書
- （様式第3号）関連企業申告書（制限付一般競争入札用）
- （様式第4号）現地説明会参加申込書
- （様式第5号）入札辞退届
- （様式第6号）質問書
- （様式第7号）入札書
- （様式第8号）委任状
- （様式第9号）暴力団排除に関する誓約書

1 趣旨

姫路市（以下「市」という。）では、イーグレひめじ駐車場施設（以下「貸付物件」という。）について、イーグレひめじ（再開発ビル）の貸館等、施設利用者の用途のため、また、中心市街地における自動車の駐車需要に応じて道路環境の改善と市民生活の利便を図るため、令和8年4月1日から貸付物件を借受け運営する事業者（以下「借受者」という。）を制限付一般競争入札により次のとおり募集します。

2 貸付物件等の概要

(1) 貸付物件の概要

ア イーグレひめじ西棟W101区画（以下「貸付駐車場」という。）

所 在 地	姫路市本町68番地290 イーグレひめじ西棟地上1階、地下1階から地下3階までの一部（資料1の①の部分）	
施設の概要	延床面積	11,634.73㎡
	附帯設備	—
	駐車台数	平置式 251台 ※定期貸し、月極利用の上限は145台（令和7年9月末現在129台契約） ※公用車用駐車場として、7～8台程度の公用車を常時駐車しています。（定期貸し、月極利用の台数には含みません。）
	用途	駐車場
	備考	資料1の④の部分（駐車場進入・進出路等）は、イーグレひめじの共用部分となっていますが、借受者の責任において管理するものとします。
	その他	イーグレひめじの位置が、特別史跡内であるため、施設の内装等が文化財保護法の規制を受けます。施設の整備、運営等に関しては、文化庁等関係機関との協議・許可が必要となります。

イ イーグレひめじ東棟E111区画

所 在 地	姫路市本町68番地290 イーグレひめじ東棟1階の一部（資料1の②の部分）	
施設の概要	延床面積	56.59㎡
	附帯設備	—
	用途	駐車場管理室

	その他	イーグレひめじの位置が、特別史跡内であるため、施設の内装等が文化財保護法の規制を受けます。施設の整備、運営等に関しては、文化庁等関係機関との協議・許可が必要になります。
--	-----	--

ウ 地下連絡通路

所在地	資料1の③の部分
備考	貸付駐車場地下2階と大手前公園地下駐車場地下1階を接続

※ 貸付物件の概要は、物件の概要を把握するための参考資料です。関係法令、物件の状況、用途制限及び必要な許可等については、必ず借受希望者自身で調査及び確認してください。

(2) 運営状況

営業時間	24時間	
現行料金 (時間貸し・消費税及び地方消費税を含む)	最初の30分	200円
	30分超1時間以内	400円
	以後30分ごと	150円
	1日最大料金	1,200円
現行料金 (定期・消費税及び地方消費税を含む)	(駐車制限なし)	
	1か月	25,200円
	3か月	68,100円
	6か月	105,600円
	(地下3階のみ)	
	1か月	20,000円
	3か月	52,500円
	6か月	74,300円
年間総利用台数	令和4年度	79,737台
	令和5年度	115,687台
	令和6年度	104,955台
現借受者	タイムズ24株式会社	

(3) イーグレひめじの概要(参考)

施設の概要	構造	鉄筋コンクリート造
	階数	地下3階、地上6階建
	竣工年度	平成13年度
	敷地面積	7,590㎡
	延床面積	38,971㎡

	開館時間	館内施設により異なります
	休 館 日	館内施設により異なります
周辺施設等での主なイベントの開催状況	世界遺産姫路城マラソン 大手前公園 ・ひめじぐるめらんど 約 71,000 人（令和 7 年度） ・全国陶器市 約 68,000 人（令和 6 年度）	

（４） 大手前公園地下駐車場の概要（参考）

所 在 地	姫路市本町 6 8 番地	
施設の概要	延床面積	1 1 , 1 8 7 m ²
	付帯設備	—
	駐車台数	普通車等 平置式 3 2 3 台 バイク（1 2 5 C C 以下のものを除く） 4 8 台
	営業時間	午前 7 時から午後 1 1 時まで
	現行駐車料金 （時間貸し・消費税及び地方消費税を含む）	最初の 3 0 分 2 0 0 円 3 0 分超 1 時間以内 4 0 0 円 以後 3 0 分ごと 1 5 0 円 1 日最大料金 1 , 2 0 0 円
	現行駐車料金 （定期・消費税及び地方消費税を含む）	1 か月 2 5 , 2 0 0 円 3 か月 6 8 , 1 0 0 円 6 か月 1 0 5 , 6 0 0 円
	年間総利用台数	令和 4 年度 8 5 , 2 9 4 台 令和 5 年度 8 9 , 4 6 0 台 令和 6 年度 8 5 , 5 4 3 台
	現管理者	一般財団法人姫路市まちづくり振興機構
	その他	貸付物件の使用に関し、貸付物件と地下連絡通路で接続している大手前公園地下駐車場の精算機の管理及び集金等の業務について、その管理者と受託契約を締結してください。（別紙 3） なお、令和 8 年から令和 9 年にかけて大手前公園地下駐車場の改修工事を実施する予定であり、その間は駐車場の利用を休止するため、駐車場利用再開日までに受託契約を締結してください。

3 貸付契約の概要

(1) 貸付契約の内容

貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第1項による普通財産の貸付け（借地借家法（平成3年法律第90号）第38条第1項の規定による定期建物賃貸借契約）とします。

(2) 貸付期間

貸付期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とし、更新しないものとします。

(3) 指定用途等

ア 貸付物件は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に掲げる普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。以下「自動車」という。）の有料駐車場及び駐車場管理室の用途に使用することを原則とします。ただし、カーシェアリングその他の利用者の利便性が向上するためのサービス（以下「その他提供サービス」という。）については、市の承認を得て行うことができるものとします。

イ 借受者は、アに掲げる用途以外の目的に使用することはできません。ただし、市民サービスのより一層の向上や更なる効率的な事業運営を目的として事業内容を変更する場合は、あらかじめ変更内容について市と協議し、承認を得ることとします。

なお、貸付開始後6か月以内は事業内容の変更はできないものとします。ただし、借受者が前年度から引き続き貸付先となる場合は、この限りではありません。

ウ 借受者は、貸付物件が市有建物であることを常に考慮し、適正に使用するように努めなければなりません。

エ 借受者は、イーグレひめじ管理組合法人が定めるイーグレひめじ管理規約及び管理規則を誠実に遵守しなければなりません。

オ 借受者は、資料1の①②③④部分について、管理するものとします。

(4) 貸付料及び納入方法

貸付料は、入札時に提示された貸付料（年額）とします。ただし、1年に満たない期間については、日割計算とします。

貸付料は、市が発行する納入通知書により、市が指定する期日までにその年度に属する貸付料（年額）を納入していただきます。ただし、市と借受者で協議の上、月額払いとすることができます。

なお、貸付料は、消費税及び地方消費税額を含む額とします。

(5) 貸付料の遅延利息

借受者は、指定する期日までに貸付料を支払わなかったときは、当該期日の翌日から支払った日までの日数に応じ、その未払額について、借受者が遅滞の責任を負った

最初の時点における法定利率で計算して得た金額に相当する遅延利息を、市に支払わなければなりません。

(6) 貸付料の改定

貸付料は、貸付物件に対する公租公課の変動、その他経済情勢の変動等やむを得ない事情があると認められるときは、市と借受者が協議の上、これを変更することができるものとします。

(7) 管理義務

ア 借受者は、貸付物件を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければなりません。

イ 借受者は、貸付物件の全部若しくは一部が滅失し、又は損傷した場合は、直ちにその状況を市に報告しなければなりません。

ウ 借受者には、貸付物件を使用して行う事業に伴う一切の責任があります。

エ 借受者は、市が貸付物件の管理上必要な事項を借受者に通知した場合は、その事項を遵守しなければなりません。

オ 借受者は、貸付物件の使用に当たっては、近隣住民の迷惑とならないように、十分に配慮しなければなりません。

カ 借受者は、市が示す管理等の手引き（別紙１）に従い、貸付物件の定期的な巡回警備、施設点検、粉塵の除去をはじめとした場内清掃等を行わなければなりません。

(8) 維持補修

ア 市は、建物、附帯設備、備品を修繕する必要がある場合であって、当該修繕に係る費用の見積額が１件当たり３０万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のときは、その費用を負担することとします。ただし、借受者が早期の処置を講じず、又は適正な管理を怠るなど、借受者の責めに帰すべき事由によって修繕の必要が生じたときは、借受者の負担とします。

イ 市は、イーグレひめじの敷地並びに共用部分及び附属施設の管理並びに管理組合法人の運営に要する費用について負担することとします。

ウ 借受者は、駐車場の設計、開設準備工事、事業運営、維持管理及び修繕に係る費用のうち、特に定めのないものについては、貸付料とは別に全て負担することとします。ただし、天災その他市と借受者のいずれの責めにも帰すことができない事象が生じた場合の対応は、市と借受者が協議の上、定めるものとします。

(9) 貸付物件及び第三者に対する損害賠償義務

ア 借受者は、貸付物件を指定用途に使用したことにより貸付物件及び第三者に損害を与えたときは、市の責めに帰すべき事由によるものを除き、その損害を賠償しなければなりません。ただし、第三者が貸付物件に損害を与えたときで、借受者が第三者に原状回復させた場合を除くものとします。

イ 借受者は、貸付期間中、借受者の負担で施設賠償責任保険に加入するものとし、

加入後は市に保険証券の写しを提出するものとします。

(10) 転貸の禁止等

借受者は、市の承認を得ないで、貸付物件を第三者に転貸し、賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定し、又は賃借権を第三者に譲渡してはなりません。

(11) 反社会的勢力の排除

ア 借受者は、自己又は第三者をして、貸付物件を暴力団（姫路市暴力団排除条例（平成24年条例第49号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（暴力団又は暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と社会的に非難されるべき関係を有するものをいう。）の事務所（暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。以下「暴力団事務所等」という。）の用に供してはなりません。

イ 市は、借受者が次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者であると判明したとき、又は(オ)から(キ)までのいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このために借受者に損害が生じて、その責めを負わないものとします。

(ア) 暴力団又は暴力団員であるとき。

(イ) 暴力団員が役員（法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められるものをいう。以下同じ。）として経営に参与している者であるとき（実質的に参与している場合を含む。）。

(ウ) 暴力団員を相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し、監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。）として使用し、又は代理人として選任している者であるとき。

(エ) 次に掲げる行為をした者を、役員等（法人等にあつては役員その他経営に実質的に参与している者又は相当の責任の地位にある者をいい、個人にあつてはその者又は経営に実質的に参与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。）としている者であるとき。

- ① 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用する行為
- ② 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為
- ③ ①又は②に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

(オ) 自己又は第三者をして、貸付物件を暴力団事務所等の用に供していること

が判明したとき。

(カ) 自己又は第三者をして、貸付物件上に暴力団であることを感知させる名称、看板、代紋等を掲示したとき。

(キ) 自己又は第三者をして、貸付物件に反復継続して暴力団員を立ち入らせたとき。

ウ 借受者は、イの規定により契約を解除されたときは、市に生じた損害を賠償しなければなりません。

(12) 現状変更等

借受者は、貸付物件の現状を変更しようとするとき（軽微な変更を行う場合を除く。）は、あらかじめ書面により申請し、市の承認を得なければなりません。

(13) 実地調査等

市は、貸付物件について、必要に応じ使用状況等を実地に調査し、又は借受者に対して必要な報告若しくは資料の提出を求めることができることとします。この場合において、借受者は、その調査等を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはなりません。

(14) 決算報告

借受者は、令和8年度分の売上年報については令和9年4月20日までに、令和9年度分から令和12年度分までの売上年報についてはそれぞれ当該年度の翌年度の4月20日（この日が姫路市の休日定める条例（平成2年姫路市規則第15号）に規定する市の休日に該当する場合は、同日以後最初の市の休日でない日）までに、市に提出しなければなりません。

(15) 大手前公園地下駐車場との一体運営

ア 借受者は、前項第4号に記載する大手前公園地下駐車場について、別紙3に掲げる業務を大手前公園地下駐車場管理者と協議の上契約し、行ってください。

イ 借受者は、大手前公園地下駐車場の適正な管理及び運営を図るため必要な事項について、その管理者と協議を行うものとします。

ウ イの規定による協議は、必要に応じ、市も参加し、三者で行うものとします。

(16) 契約の解除

ア 市は、次に掲げる事項に該当するときは契約を解除することができるものとし、このために借受者に損害が生じて、その責めを負わないものとします。

(ア) 国又は市、他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とした場合に、市が借受者に対し、6か月前までに解除の申し入れをしたとき。

(イ) 借受者が契約に定める義務に違反した場合に、市が相当の期間を定めて借受者に対しその履行を催告し、その期間内に履行がないとき。

イ 借受者は、貸付期間満了前に契約を解除する場合は、市に対し、12か月前まで

に解除の申し入れをしなければなりません。

(17) 契約の変更

契約の内容に変更が生じたときは、市と借受者が協議の上決定するものとします。

(18) 貸付期間終了時等の条件等

ア 借受者は、貸付期間が満了したとき、又は契約が解除となったとき（以下「貸付が終了したとき」という。）は、自己の負担において直ちに貸付物件を原状回復（賃貸借契約締結までに現管理者が撤去した既存設備は含みません。）して市に返還しなければなりません。ただし、市が承諾した場合は、この限りではありません。

なお、設備撤去等の工事を行う際は、工事期間中も利用者が継続して利用できるよう最大限の配慮を行ってください。

イ 借受者は、市に対し返還に伴って発生する費用及び立退き料等一切の請求をすることはできません。

ウ 借受者は、貸付物件に付加した造作等の買取請求、有益費及び必要費の償還請求その他一切の金銭的請求を、市に対してすることができません。

エ 借受者は、貸付が終了したときには、貸付物件の運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、市が定める期間内に市又は市が指定した者に対して駐車場事業の引継ぎを行わなければなりません。ただし、借受者が引き続き貸付先となる場合は、この限りではありません。

オ 借受者は、貸付が終了したときには、発行済みの貸付駐車場及び大手前公園地下駐車場で使用できるプリペイドカードや利用券等の前払式駐車券がある場合は換金に対応する等、適切に対応を行ってください。ただし、借受者が引き続き貸付先となる場合は、この限りではありません。

(19) 契約の費用

この契約の締結に必要となる一切の費用は、借受者の負担とします。

(20) 契約保証金

ア 契約保証金は、貸付期間における貸付料総額（各年度の貸付料（年額）の総額）の10分の1以上（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とします。

イ 借受者は、契約保証金を契約日までに市が発行する納入通知書により、指定金融機関に納入するものとします。

ウ 契約保証金は、貸付が終了したとき、借受者の請求に基づき利息を付さずに返還します。

なお、借受者に賃料の未払金、損害金及び第22号に定める違約金があるとき、並びに借受者が原状回復を行わなかったときは、その金額及び費用を契約保証金から充当し、残額があれば返還します。

(21) 履行保証契約

ア 借受者は、前号に定める契約保証金に代えて、市を被保険者とする履行保証保険

を手配し、その保険証券を市に差し入れることができます。

イ アの規定による履行保証保険を付保する場合は、本契約の締結と同時に当該保険証券を市に差し入れるものとします。

ウ 履行保証保険の保険期間は、借受者と保険会社の協議により決定することができるものとし、当該保険期間が本契約の満了日までの全期間に及ばないときは、借受者は本契約が終了するに至るまで、保険期間の中断なく、当該履行保証保険が更新又は継続される限り、履行保証保険をもって、前号に定める契約保証金の代替措置とすることができるものとします。

エ 第4号の貸付料の不払い、第5号の遅延利息、及び第9号による損害等、本契約に関し市に発生した損害について、市は履行保証保険に係る契約に定める条件に従い、当該保険契約上認められる範囲内で保険金の支払を保険会社に求めることができるものとします。

オ 市がエの規定による保険会社から受け取る保険金額が、市の損害額に不足する場合は、借受者は市に不足額を支払うものとします。

(22) 違約金

借受者は、第16号イに定める期間を過ぎて契約の解除の申入れを行ったときは、第20号アに定める契約保証金と同額の違約金を市に支払うものとします。

4 貸付の条件

借受者は、料金事前精算機の設置や支払方法をはじめ、現在提供されている利用サービス水準が低下しないよう配慮した上で、市が示す管理等の手引き（別紙1）に従い、質の高い市民サービスと効果的・効率的な駐車場運営を行ってください。

また、貸付物件は、令和8年3月31日まで現借受者に貸付しており、現借受者が設置した工作物等は現借受者が撤去しますが、貸付物件の北側入口の案内看板（資料2）は、借受者が希望する場合は現借受者から有償で譲り受けることができます。その他の設備等（資料2）については、現状での貸付となるため、自動発券機、自動（事前）精算機及びカーゲート、案内看板等は借受者の負担で準備してください。新たに設置する工作物など、借受者が設置・手入れするものの維持管理、修繕及び撤去は借受者の費用負担とし、契約終了時に撤去していただきます。ただし、市が認めた場合は、この限りではありません。

- (1) 貸付駐車場の営業時間及び日数は、24時間、365日を原則とします。ただし、機械設備等のメンテナンスに要する時間は含まないこととします。
- (2) 借受者は、貸付駐車場の開設に当たり、駐車場の名称は、従前利用者及び新規利用者等が混乱を招くことのないよう、わかりやすい表記としてください。
- (3) 借受者は、駐車場内の安全を十分に確保するとともに、借受範囲において駐車場利用者が安全に利用できる状態を維持するものとします。

- (4) 借受者は、駐車場の設置機器、駐車区画、出入口等について、バリアフリー等に配慮するものとします。
- (5) 借受者は、利用者に対し、アイドリング・ストップを実施するよう周知に努めるものとします。
- (6) 借受者は、駐車場運営に当たり、管理等の手引き（別紙１）に従って定期的な巡回警備、施設点検、粉塵の除去をはじめとした場内清掃等を行うほか、第１７号に定める利用者に対する減免の手続、事故や緊急事態の初期対応及び避難誘導等を行うこととし、午前８時３０分から午後５時３０分までの間、人員を１人以上（繁忙期は混雑状況に応じて２人以上）配置することとします。また、各種業務を行う際に人員を伴う場合は、地元雇用の創出に努めるよう配慮をしてください。

なお、配置する人員については、大手前公園地下駐車場における精算機管理・集金等業務を行う者と兼ねることができるものとします。
- (7) 借受者は、駐車場事業の営業開始に当たり、開設準備工事を行う場合は、工事期間中も現在の利用者が継続して利用できるよう、最大限の配慮を行ってください。また、工事を行う必要がある場合は、近隣住民の迷惑とならないよう充分配慮することとします。
- (8) 借受者は、自動発券機、自動（事前）精算機及びカーゲート、案内看板等を公道から視認できる場所に新たに設置する場合は、景観に配慮した意匠や色彩とするよう充分配慮することとし、事前に市と協議するものとします。
- (9) 借受者は、前項第３号イに基づき市の承認を得た場合は、変更後の事業内容を実施するための施設や設備を市と協議の上、設置することができます。
- (10) 借受者は、利用者の駐車場利用を妨げない範囲で料金設定をすることとし、原則として現行の駐車料金以下の額で設定することとします。
- (11) 借受者は、前号の規定により設定した料金を変更する場合は、原則として６か月前までに変更内容について市及び大手前公園地下駐車場管理者と協議することとします。
- (12) 借受者は、時間貸し料金を設定する場合、駐車後２４時間までの最大料金を設定するなど、上限を定めることができることとします。
- (13) 借受者は、時間貸しについて、入庫した時刻から一定の時間内に出庫した場合の利用料金は無料とします。なお、無料とする時間帯の設定については、別途、市及び大手前公園地下駐車場管理者と協議することとします。
- (14) 借受者は、前号の規定により設定した時間を変更する場合は、原則として６か月前までに変更内容について市及び大手前公園地下駐車場管理者と協議することとします。
- (15) 借受者は、利用区分の１つとして月極を導入することとします。また、月極利用者から自動車保管場所証明申請に係る自動車保管場所使用承諾証明書の証明を求めら

れた場合は、証明を行うものとします。

- (16) 借受者は、令和 8 年 4 月 1 日から利用期間を定めて契約を締結する（定期貸し、月極利用等）ことを希望する利用者について、円滑に契約が締結できるよう配慮してください。
- (17) 借受者は、利用者に対し減免を行うものとします。減免事由及びその額は、次に定めるところによります。
- なお、市は、借受者に対し、利用料金の減免相当額の補填は行いません。
- ア 国、地方公共団体又は市が指定する公共的団体の職員が職務を行うために使用する場合 免除
- イ 市長が公共性があると認める場合 駐車料金の 3 割に相当する額
- ウ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護を行う者が利用する場合 駐車料金の 5 割に相当する額
- エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護を行う者が利用する場合 駐車料金の 5 割に相当する額
- オ 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）の規定により療育手帳の交付を受けている者及びその介護を行う者が利用する場合 駐車料金の 5 割に相当する額
- カ 男女共同参画社会基本法の基本理念を尊重し、男女共同参画の推進に関する学習、啓発などの活動を現に行っている団体で男女共同参画センター（あいめっせ）に登録している団体に所属する者が、当該活動のためにイーグレひめじを使用する際に利用する場合 駐車料金の 3 割に相当する額
- キ 姫路市国際化推進プランの基本理念を尊重し、多文化共生社会の実現をめざして積極的に活動を行う団体で国際交流センターに登録している団体に所属する者が、当該活動のためにイーグレひめじを使用する際に利用する場合 駐車料金の 3 割に相当する額
- ク 借受者が認める場合 借受者が相当と認める額
- ケ その他市長が特別の理由があると認める場合 市長が相当と認める額
- (18) 借受者は、無料パスカード、無料券及び減免に必要な処理を行う機器を市に無償で貸与するものとします。なお、貸与する無料パスカード（現行は 46 枚）、無料券の枚数及び減免に必要な処理を行う機器の台数（現行は 16 台（市に 13 台貸与、予備として駐車場管理室に 3 台保管））については、別途、市と借受者が協議の上決定するものとします。また、市は、借用した無料パスカード、無料券及び減免に必要な処理を行う機器について、善良なる注意をもって使用するものとします。
- (19) 借受者は、第 17 号イ、カ、キ及びケに該当する利用者が希望する場合は、時間利

用券を先に交付し、後日に使用枚数を差し引いた残数を返却させ、使用枚数分のみに係る利用料金を請求するものとします。

なお、減免に必要な処理を行う機器を用いて利用料金を減額した場合についても同様とします。

- (20) 借受者は、料金精算機及び定期利用更新機等を設置する場合は、利用者にとって利便性がよく、かつ、安全な場所に設置することとします。

また、料金精算機を地下1階又は地下2階に1台以上設置するとともに、駐車場出口に1台設置することとします。

なお、新紙幣や新硬貨が発行された場合は、設置済みの料金精算機及び定期利用更新機等の改修等を速やかに行うものとします。

- (21) 借受者は、利用者の駐車料金等の支払方法について、現金を原則とし、クレジットカードや電子マネー、それ以外の支払方法も可能な限り導入してください。

- (22) 借受者は、駐車場の案内看板や誘導看板を設置するときは、あらかじめ市と協議することとし、その際の設置に係る費用は借受者が全て負担することとします。

- (23) 借受者は、貸付期間中に貸付物件で事故や故障等が発生した場合や、利用者や周辺住民からの苦情等があった場合は、責任をもって迅速・誠実に対応することとします。

なお、市からの対応要請があった場合も同様とします。

- (24) 借受者は、貸付期間中に貸付物件で事故や故障等が発生した場合は、その内容を速やかに市へ報告することとします。

- (25) 借受者は、貸付物件の防犯対策を講じることとし、照明、防犯カメラ等の設置をする場合は、市と協議し、承認を得るものとします。

なお、防犯カメラの映像の取扱いについて、個人情報保護に充分配慮してください。

- (26) 借受者は、長期放置車両に対して対策を行ってください。

なお、長期放置車両の撤去等に係る費用は、借受者が全て負担することとします。

- (27) 借受者は、関連する法令を遵守してください。

- (28) 借受者は、風水害等の影響で貸付物件に飛来物などの障害物等が発生した場合、速やかに障害物等を撤去することとし、撤去に係る費用は、借受者が全て負担することとします。

- (29) 借受者は、貸付駐車場内に、高齢者や体の不自由な方などのために、優先駐車区画を設けるものとします。

- (30) 借受者は、緊急連絡体制を市に届け出るものとします。

- (31) 借受者は、貸付物件周辺で世界遺産姫路城マラソン等の市のイベントが行われる場合や災害が発生した場合について、市に協力をすることとします。

- (32) 借受者は、市の情報発信について、積極的に協力をすることとします。

- (33) 資料の提出等

ア 借受者は、毎月1回、次に掲げる資料を電子データで提出するものとします。

なお、市はこれを公表できるものとします。

- (ア) 事故等の発生状況
- (イ) 駐車料金の収入状況（日別・支払方法別）
- (ウ) 駐車料金の減免状況
- (エ) 利用区分ごとの入出庫台数（日別）
- (オ) 時間帯ごとの入出庫台数
- (カ) 駐車時間ごとの出庫台数
- (キ) 定期貸し・月極利用の契約者件数
- (ク) 稼働率がわかるもの
- (ケ) (ア)から(ク)までに掲げるもののほか、事業の状況を把握するため市長が必要と認める事項

イ 借受者は、毎年1回、駐車場の利用状況、その他提供サービスの利用状況、管理運営状況、売上状況、光熱水費、修繕の実績、市に貸与した無料パスカードの利用実績等を記載した事業報告書を作成し、各年度終了後速やかに、市に提出するものとします。

なお、市はこれを公表できるものとします。

ウ 姫路市情報公開条例（平成14年条例第3号）に基づく開示請求又は市議会からの要請を受けた場合には、借受者は市に協力するものとします。

エ 借受者は、毎年1回、利用者を対象としたアンケート調査を市と協議の上実施し、結果を市に報告するものとします。

なお、市はこれを公表できるものとします。

(34) 大手前公園地下駐車場との一体運営

ア 貸付駐車場と大手前公園地下駐車場は地下連絡通路で接続されており、大手前公園地下駐車場の営業時間中は自由に行き来ができるようになっています。両駐車場の一体運営を円滑に行うための体制を整えてください。

イ 地下連絡通路の閉鎖及び開放について、市及び大手前公園地下駐車場管理者と協議の上、借受者が行うものとします。

ウ 一体運営を行う上で、契約に定める事項に疑義が生じたとき、又は契約に定めのない事項については、市、大手前公園地下駐車場管理者及び借受者の三者間において、協議の上定めるものとします。

エ 利用者が、借受者又は大手前公園地下駐車場管理者と事前に利用期間を定めて契約を締結した（定期貸し、月極利用等）場合の収入は、利用者が契約を締結した駐車場のものとします。

オ 利用者が、借受者が発行した利用券（1時間券、2時間券等）を購入した場合の収入は、一時的に借受者のものとし、借受者は、大手前公園地下駐車場で使用された利用券利用額について、大手前公園地下駐車場管理者から請求を受けて大手前

公園地下駐車場管理者に毎月支払うものとします。

カ 時間貸しに係る収入のうち、利用者が、利用券を用いて支払を行わないもの（現金、クレジットカード等）については、支払を行った精算機を設置している駐車場のものとします。

5 参加資格

入札に参加しようとする者（以下「参加申込者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たす法人とします。

- (1) 全自動ゲート式時間貸有料駐車場施設（地下駐車場又は地上2階建て以上の立体駐車場で、1施設につき200台以上の駐車場に限る。）について、平成27年度から令和6年度までの間において3年以上の運営実績がある者
- (2) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しない者
- (3) 参加申込書提出の時点で、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）の規定による指名停止を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における再生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 第3項第11号イ(ア)から(エ)までのいずれにも該当しない者
- (6) 姫路市税、法人税並びに消費税及び地方消費税に滞納がない者
- (7) 入札に参加しようとする者の間に次のアからウまでのいずれにも該当する関係がない者

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係
次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 組合とその組合員
- (イ) 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

6 募集要項等の配布

(1) 配布期間

令和7年11月4日（火）から同月18日（火）まで（閉庁日を除く。）。

姫路市役所本館での配布は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとします。

(2) 配布場所

ア 姫路市都市局まちづくり部都市計画課（姫路市役所本館5階）（以下「都市計画課」という。）

イ 姫路市ホームページ

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031862.html>

7 参加申込手続及び参加資格の確認

- (1) 参加申込者は、次の方法により参加申込手続を行い、第5項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、参加申込手続の際に受領した提出書類については返却しません。

ア 提出書類

- (ア) 制限付一般競争入札参加申込書（様式第1号）
- (イ) 履歴事項全部証明書（8月4日以後に発行された最新のものの原本又は写し）
- (ウ) 駐車場施設の運営実績調書（様式第2号）
- (エ) 関連企業申告書（制限付一般競争入札用）（様式第3号）
- (オ) 現地説明会参加申込書（様式第4号）（現地説明会への参加を希望する場合のみ提出してください。）
- (カ) 姫路市税の滞納無証明書（公告日以後に発行されたものの原本又は写し、市税の納税義務がある場合に限りします。）
- (キ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し）

イ 提出部数

1 部

ウ 参加申込手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加申込書等閲覧期間	公告の日から同年11月18日まで 姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる市の休日（以下「閉庁日」という。）を除く。
閲覧の場所	都市計画課 （姫路市ホームページに掲載する参加申込手続に必要な様式をダウンロードし、使用してください。 （ https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031862.html ））

エ 提出方法

持参又は郵送とします。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録が確認できるようにしてください。

オ 提出場所

都市計画課

カ 提出期間（参加申込受付期間）

令和7年11月7日（金）午前9時から同月18日（火）午後4時までとします。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、閉庁日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（受付期間最終日を除く。）とし、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とします。

（2）参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和7年11月19日（水）までに参加資格確認通知書を電子メールで送付することで通知します。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とします。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載します。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。その場合は、令和7年12月2日（火）正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により都市計画課に提出してください。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答します。

（3）申込に当たっての留意事項

受付期間内に限り入札を辞退することができます。その場合は、入札辞退届（様式第5号）を、受付期間内に持参してください。

なお、制限付一般競争入札参加申込書及び入札辞退届には、代表者印（実印。会社印（角印）は不可。）を押印してください。

(4) 申込に要する経費

申込に要する経費は、全て参加申込者の負担とします。

8 現地説明会の実施

参加資格があると認められた者のうち、希望する者に対して現地説明会を実施します。

(1) 現地説明会実施日及び集合場所

令和7年11月21日(金)又は同月25日(火)(30分程度)

参加資格確認通知書に、実施日時及び集合場所(イーグレひめじ内)を記載します。

(2) 内容等

施設の概要説明及び施設見学。(説明会では質問は受け付けません。質問がある場合は第9項に規定する質問書を提出してください。)

9 質問の受付及び回答

本募集要項の内容に関する質問は、次のとおりとします。

なお、参加資格があると認められた者に限り、質問することができるものとします。

(1) 受付期間及び受付時間

令和7年11月19日(水)から同年12月2日(火)正午まで

(2) 質問方法

質問書(様式第6号)を電子メールで提出してください。これ以外の方法(持参、郵送、口頭、電話、FAX等)によるものは受け付けません。

都市計画課メールアドレス

E-mail: tkeikaku@city.himeji.lg.jp

(3) 回答

質問への回答は、姫路市ホームページで公表します(令和7年12月8日(月)公表予定)。個別の回答は行いません。

なお、質問に対する回答は本募集要項の追加又は修正事項とみなします。

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031862.html>

10 最低貸付料

年額 36,410,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 入札参加者は、入札の際、入札保証金として入札金額の100分の3以上(1円未満切上げ)の金額を銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手で支払場所が姫路市内であるものを提出してください。

イ 落札者以外の者の入札保証金は、入札保証金の預り書と引換えに、開札後速やかに返還します。

ウ 落札者の入札保証金は、契約保証金の納入後速やかに返還します。

エ 入札保証金には、利息を付けません。

オ 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は市に帰属します。

(2) 入札保証保険

入札参加者は、前号に定める入札保証金に代えて、市を被保険者とする入札保証保険を手配し、その保険証券を市に差し入れることができます。

(3) 契約保証金

ア 契約保証金は、貸付期間における貸付料総額（各年度の貸付料（年額）の総額）の10分の1以上（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とします。

イ 借受者は、契約保証金を契約日までに市が発行する納入通知書により、指定金融機関に納入するものとします。

ウ 契約保証金は、貸付が終了したとき、借受者の請求に基づき利息を付さずに返還します。

なお、借受者に賃料の未払金、損害金及び次号に定める違約金があるとき、並びに借受者が原状回復を行わなかったときは、その金額及び費用を契約保証金から充当し、残額があれば返還します。

(4) 履行保証契約

ア 借受者は、前号に定める契約保証金に代えて、市を被保険者とする履行保証保険を手配し、その保険証券を市に差し入れることができます。

イ アの規定による履行保証保険を付保する場合は、本契約の締結と同時に当該保険証券を市に差し入れるものとします。

12 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

令和7年12月18日（木）午前10時00分

(2) 入札及び開札の場所

姫路市市役所本館5階 都市局会議室

(3) 入札当日に提出を求めるもの

ア 入札書（様式第7号）

イ 代理人による入札の場合は、委任状（様式第8号）

(4) 入札

ア 入札者は所定の入札書を用い、必要事項を記入の上、押印（代表者印（実印。会社印（角印）は不可。）を押印してください。ただし、代理人による入札の場合は、委任状に押印された代理人使用印を押印してください。）し、入札金額を記入して

ください。

イ 入札書は封筒に入れ、表面に「入札書」と書き、表面又は裏面に住所及び氏名を記入の上、封印して差し出してください。

ウ 入札者が代理人であるときは、委任状を提出してください。

エ 入札金額は年額の貸付料（消費税及び地方諸費税を含む。）を記入してください。
なお、入札金額は千円単位とします。

オ 入札者は、入札した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできません。

カ 本募集要項に別に定めるもののほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

（ア） 入札参加資格を欠く者がした入札

（イ） 入札書が所定の日時までに差し出されない入札

（ウ） 入札者若しくはその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札

（エ） 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札

（オ） 入札書に金額、氏名若しくは押印のない入札又はこれらが鮮明でない入札

（カ） 代理人による入札の場合において、入札書に代理人の氏名若しくは押印のない入札又は委任状の提出のない入札

（キ） 金額を訂正した入札

（ク） 郵便により差し出された入札

（ケ） 最低貸付料を下回る金額の入札

（コ） 入札書が所定の内容と異なる入札

（5） 開札

ア 開札は、入札者立会いのもので行います。

イ 入札者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、本件事業者決定事務に係らない職員を立ち合わせます。

ウ 開札に立ち会わなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。

エ 入札執行回数は1回限りとし、再度の入札は行いません。

（6） 落札

ア 落札者は、本市が設定する最低貸付料以上の価格で、かつ、最も高額 of 価格を入札した者としてします。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

（7） 落札者の公表等

開札の翌日に、姫路市ホームページに入札の結果を掲載します。

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031862.html>

(8) 入札の中止・延期

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は延期することがあります。

13 決定後の手続き

(1) 落札者は、覚書の締結までに暴力団排除に関する誓約書（様式第9号）を提出してください。

(2) 覚書の締結

市と落札者は、契約の締結までに貸付物件の賃貸借契約に関する覚書を締結します。

(3) 契約の締結

市と落札者は、双方で協議の上、貸付物件の賃貸借契約を令和8年4月1日に締結します。本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

14 落札者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、落札者としての決定を取り消します。

(1) 正当な理由なく、指定する期日までに手続に応じなかった場合

(2) 落札者が参加資格を失った場合

15 問合せ先

姫路市都市局まちづくり部都市計画課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 本館5階

電話：079-221-2533

E-mail：tkeikaku@city.himeji.lg.jp

イーグレひめじ地下駐車場 管理等の手引き

イーグレひめじ地下駐車場（以下「駐車場」という。）の管理等に関し、次に定める項目はこの手引きによるものとする。

1 設備管理

借受者は、駐車場の設備管理については、この手引きに基づき設備等の機能を常に最良の状態に保ち、駐車場の安全環境を確保しなければならない。

(1) 管理対象設備の内容

設備等一覧

名称	数量	設置場所	備考
流し台	1	駐車場管理室	
洗面台	1	駐車場管理室	
火災報知器	1	駐車場管理室	
非常用放送設備	1	駐車場管理室	
防潮板電源	1	駐車場管理室	点検及び修繕は、大手前公園地下駐車場管理者と協議のうえ行うこと。
精算機トラブル用受話器	1	駐車場管理室	
監視用モニター	12	駐車場管理室	
台数監視盤モニター	1	駐車場管理室	
ファン監視盤	1	駐車場管理室	
業務用インターホン	3	駐車場管理室	
照明制御盤	1	駐車場管理室	
空調機	1	駐車場管理室	
換気扇	1	駐車場管理室	
入口表示灯	2	地上 1 階北側、南側	
入口上部看板	4	地上 1 階	
料金看板	2	地上 1 階	
入口表示看板（一般県道 砥堀本町線）	1	地上 1 階	
出庫注意灯	1	地上 1 階	
防潮板	4	地上 1 階、地下連絡通路	
排気ファン	4	地下 1 階、地下 2 階、 地下 3 階	
給気ファン	4	地下 1 階、地下 2 階、 地下 3 階	

満空表示板（合流部）	2	地下1階、地下2階	
カーブミラー（合流部）	2	地下1階、地下2階	
上部右折禁止看板	3	地下1階、地下2階、地下3階	
回転灯	6	地下1階、地下2階、地下3階	
公園地下誘導板（B2）	1	地下2階	壁付け式
公園地下誘導板（B3 入口）	1	地下2階	自立式
公園地下誘導板	1	地下2階（地下連絡通路前）	自立式
公園地下誘導板（上部）	1	地下2階（地下連絡通路前）	
B2/B3 出口誘導板	1	地下2階（地下連絡通路前）	
公園地下誘導板（上部）	1	地下2階（地下連絡通路前）	
公園地下・イーグレ誘導板（両面）	1	地下連絡通路	

※自動発券機、自動（事前）精算機及びカーゲート、案内看板等は既存設備に含まれないため、借受者の負担で準備すること。

(2) 管理業務の内容

① 種別

- ア 設備機器の運転操作及び点検
- イ 設備の維持管理（点検、補修）
- ウ 設備関係の清掃
- エ 設備関係の点検等の記録

※ 電気、水道の検針については、イーグレひめじ管理株式会社が行う。

② 業務の詳細

- ア 設備機器の運転操作及び点検

現場の実態を十分把握して業務を遂行すること。

- イ 設備の維持管理

(ア) 各設備の作動状況の確認、点検、清掃、消耗部品の交換等を行い、設備の機能を常時良好な状態に保守し、下表の点検実施表に基づき定期的に保守点検を実施すること。

(イ) 設備に異常を発見した場合、速やかに修理・補修を行い事故の発生を未然に防ぐよう十分な措置を講ずること。

(ウ) 点検に当たっては、設備等の構造、性能等を熟知した専門技術者により行わせ、実際に作動させその実質機能の検査を精密かつ確実に行うこと。

【点検の目安】

a 空調設備

機器名	点検要領	点検回数
給排気ファン (給気4台・排気4台)	・正常に作動・機能するかの保守点検 ・グリス補給(軸受サイズによる基準補給量に基づく) ・駆動用Vベルトの張り具合調整 ・据付基礎ボルト・ナットの締め直し	年6回以上

b 電気設備

機器名	点検要領	点検回数
監視用モニター(一式)	・正常に作動・機能するかの保守点検 ・各回路二次側絶縁抵抗測定 ・各端子等ビスの増し締め ・分電盤内の清掃	年1回以上

c その他

機器名	点検要領	点検回数
防潮板	正常に機能するかの保守点検	年1回以上
電灯変更・交換	蛍光灯生産終了にともない、電灯変更・交換の際はLED照明を採用(※)すること	適宜

※電球だけLED化するのではなく、安定器を取り外したうえでLED化すること。
また、LED化した電灯の位置を図示すること。

③ 設備に関する非常措置

火災、停電、断水等の異常が発生した場合は、速やかに関係者と連絡し、適切な措置を講ずること。

④ 設備関係の測定及び記録

運転、点検、修理等状況を記入した点検記録表、その他設備上必要な記録をとるとともに、必要な年限を決めて保管すること。また、保管した記録は、姫路市(以下「市」という。)の請求があった場合に直ちに市に提出すること。

(3) 管理計画

点検、整備等は、駐車場の運営に支障を来さないよう系統的かつ統一的に管理計画を立て実施すること。

2 日常点検

借受者は、安全・安心な駐車場管理を行うために、随時巡回して日常点検を実施し、注意をもって維持保全しなければならない。

点検箇所	点検内容
換気設備	正常に作動しているか
車路	車のぶつかった形跡やゲートバーに物損がないか
歩行路	排水に異常がないか、滑りやすい箇所がないか
管制設備	出庫灯の点灯確認、精算機・ゲートバーの作動・状態確認
通行指示標識	通行表示標識やその他案内標識が適切に取り付けられているか
照明器具	不灯の確認、汚れの清掃

3 清掃

駐車場の清掃業務等については、美観及び環境を常に良好な状態に保守すること。

目安となる清掃業務の内容等については、下記のとおりである。

なお、清掃に必要な清掃器具等については、借受者の負担により借受者が準備することとする。

(1) 清掃業務の範囲

駐車場内（スロープ、排水溝を含む。）

(2) 業務の内容

駐車場内（スロープ、排水溝を含む。）の床面、トイレ、管理事務所等の清掃

(3) 作業基準

- ① 清掃作業は、実施に際しては駐車場の利用状況等を十分把握して駐車場の利用者に支障のないよう配慮して実施すること。
- ② はき掃除は、粉塵^{じん}をまき散らさないこと。
- ③ 水拭き掃除は、常に清水を用い、モップ等は堅く絞るなどして汚水を飛散させることのないようにすること。
- ④ 便所のトイレットペーパー・トイレ防臭剤・トイレ石鹼水^{けん}等は、随時巡回して補充すること。
- ⑤ ゴミ・茶殻・紙屑^{くず}及び吸殻は紙袋等で回収し、その処理を一般廃棄物処理業許可業者等に搬出させることなど、適切に処分すること。
- ⑥ 引火性危険物を使用する作業、又は高所で行う特殊作業には十分な安全措置を講ずること。
- ⑦ 設備等の清掃作業は、事故が起きないように、また設備が損傷しないよう慎重に行うこと。
- ⑧ 作業の実施に際しては、利用者の安全を確保するための措置を十分に講ずること。

- ⑨ 作業器材等は必ず所定の場所に整理し、所定外の場所に放置しないこと。
- ⑩ 市の求めに応じて、清掃業務の実施状況を書面で報告すること。

(4) 作業一覧

作業区分（頻度）	作業内容
駐車場内 （１日１回以上）	ゴミの回収・処分
駐車場床、車両用スロープ （(1)は２箇月に１回以上、 (2)は年に１回以上）	床面清掃（タイヤカス等の付着物、粉塵や砂等の堆積物を除去すること。） (1) 床面掃き掃除 (2) 自走式床洗浄機を使用した水洗い ただし、市が状況を見て必要と判断した場合は、作業回数を増やすこと。
駐車場内の手すり、腰壁 （２箇月に１回以上）	拭き掃除（タイヤカス等の付着物、粉塵や砂等の堆積物を除去すること。）
排水溝 （年に２回以上）	(1) 排水溝内・グレーチングの清掃（タイヤカス等の付着物、粉塵や砂等の堆積物を除去すること。） (2) ゴミの回収・処分
駐車場内及び管理事務所のトイレ （駐車場内は１日１回以上、 管理事務所は１週間に３回以上）	(1) 床面清掃 (2) 便器等の清掃 (3) 汚物等の処理 (4) 鏡ふき (5) 消耗品の補充・補給 ただし、繁忙期（大型連休時、年末年始等）については、必要に応じ作業回数を増やすこと。
管理事務所 （使用状況に合わせ適宜）	(1) 室内清掃 (2) ゴミの回収・処分

(5) 使用材料等の負担

清掃作業に必要な人件費及び機械器具、ワックス・洗剤・回収袋・薬剤・トイレ
ットペーパー・トイレ消臭剤・トイレ石^{けん}鹼水等の消耗品は、全て借受者の負担とする。

市有建物賃貸借契約書（案）

貸主 姫路市（以下「甲」という。）と借主 ○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により
借地借家法（平成3年法律第90号）第38条第1項に規定する定期建物賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（賃貸借物件）

第2条 甲は、末記別表第1に掲げる物件及び別表第2に掲げる設備等（以下「本物件」という。）を乙
に賃貸する。

（指定用途等）

第3条 乙は、本物件を道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に掲げる普
通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）（以下「自動車」という。）の有料駐車場及
び駐車場管理室の用途（以下「指定用途」という。）として使用することを原則とし、その他の用途に
使用してはならない。ただし、カーシェアリングその他の利用者の利便性が向上するためのサービス
（以下「その他提供サービス」という。）については、甲の承認を得て行うことができるものとする。

2 乙は、前項に規定する指定用途を変更しようとする場合は、あらかじめ変更内容について甲と協議
し、承認を得なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、次条第1項に規定する賃貸借の開始の日から起算して6か月の間は、指
定用途の変更をすることができないものとする。ただし、乙が次条第1項に規定する賃貸借の開始の
日の前日まで本物件の借主である場合は、この限りではない。

4 乙は、入札の際の「イーグレひめじ駐車場施設の貸付に係る事業者の募集要項」に従い、本物件を
使用しなければならない。

5 乙は、本物件が市有建物であることを常に考慮し、適正に使用するよう努めなければならない。

6 乙は、イーグレひめじ管理組合法人が定めるイーグレひめじ管理規約及び管理規則を誠実に遵守し
なければならない。

7 乙は、別紙の①②③④部分について、管理するものとする。

（賃貸借期間）

第4条 賃貸借の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

2 この契約は、前項の賃貸借の期間の満了により終了し、更新はないものとする。

3 甲は、令和12年4月1日から同年9月30日までの間に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終
了する旨を書面により通知する。

（賃貸料及び納入方法）

第5条 賃貸料は、年額××, ×××円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、1年未満の期間に係る賃貸料は、日割計算により算出した額とする。

2 乙は、甲が発行する納入通知書により、甲の定める期日までに、その年度に属する賃貸料（年額）を甲に支払わなければならない。ただし、甲乙協議の上、月額払いとすることができる。

（遅延利息）

第6条 乙は、前条第2項に定める期日までに賃貸料を支払わなかったときは、当該期日の翌日から支払った日までの日数に応じ、その未払額について、乙が遅滞の責任を負った最初の日における法定利率で計算して得た金額に相当する遅延利息を、甲に支払わなければならない。

（賃貸料の改定）

第7条 賃貸料は、本物件に対する公租公課の変動、その他経済情勢の変動等やむを得ない事情があると認められるときは、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

（管理義務）

第8条 乙は、本物件を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

2 乙は、本物件の全部若しくは一部が滅失し、又は損傷した場合は、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

3 乙は、本物件を使用して行う事業に伴う一切の責任があるものとする。

4 乙は、甲が本物件の管理上必要な事項を通知した場合は、その事項を遵守しなければならない。

5 乙は、本物件の使用に当たっては、近隣住民の迷惑とならないように、十分に配慮しなければならない。

6 乙は、イーグレひめじ地下駐車場管理等の手引に従い、本物件の定期的な巡回警備、施設点検、粉塵の除去をはじめとした場内清掃等を行わなければならない。

（維持補修）

第9条 甲は、本物件の建物、附帯設備、備品を修繕する必要がある場合であって、当該修繕に係る費用の見積額が1件当たり30万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のときは、その費用を負担するものとし、30万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のときは乙の負担とする。ただし、乙が早期の処置を講じず、又は適正な管理を怠るなど、乙の責めに帰すべき事由によって修繕の必要が生じたときは、乙の負担とする。

2 甲は、イーグレひめじの敷地並びに共用部分及び附属施設の管理並びに管理組合法人の運営に要する費用について負担する。

3 乙は、駐車場の設計、開設準備工事、事業運営、維持管理及び修繕（大規模修繕費を除く。）に係る費用のうち、特に定めのないものについては、賃貸料とは別に全て負担する。ただし、天災その他甲乙いずれの責めにも帰すことができない事象が生じた場合の対応は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(本物件及び第三者に対する損害賠償義務)

第10条 乙は、本物件を指定用途に使用したことにより本物件及び第三者に損害を与えたときは、甲の責めに帰すべき事由によるものを除き、その損害を賠償しなければならない。ただし、第三者が本物件に損害を与えた場合にあっては、その損害の賠償に代えて、乙と当該第三者が協議した上で、当該第三者に原状回復させることができるものとする。

2 乙は、賃貸借期間中、乙の負担で施設賠償責任保険に加入するものとする。

(転貸の禁止等)

第11条 乙は、甲の承認を得ないで、本物件を第三者に転貸し、賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定し、又は賃借権を第三者に譲渡してはならない。

(反社会的勢力の排除)

第12条 乙は、自己又は第三者をして、本物件を暴力団（姫路市暴力団排除条例（平成24年条例第49号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（暴力団又は暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と社会的に非難されるべき関係を有するものをいう。）の事務所（暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。以下「暴力団事務所等」という。）の用に供してはならない。

2 甲は、乙が次の第1号から第4号までのいずれかに該当する者であると判明したとき、又は第5号から第7号までのいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このために乙に損害が生じて、その責めを負わないものとする。

(1) 暴力団又は暴力団員であるとき。

(2) 暴力団員が役員（法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められるものをいう。以下同じ。）として経営に関与している者であるとき（実質的に関与している場合を含む。）。

(3) 暴力団員を相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し、監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。）として使用し、又は代理人として選任している者であるとき。

(4) 次に掲げる行為をした者を、役員等（法人等（法人等）にあっては役員その他経営に実質的に関与している者又は相当の責任の地位にある者をいい、個人にあってはその者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。）としている者であるとき。

ア 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用する行為

イ 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為

ウ ア又はイに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると

認められる行為

- (5) 自己又は第三者をして、本物件を暴力団事務所等の用に供していることが判明したとき。
- (6) 自己又は第三者をして、本物件上に暴力団であることを感知させる名称、看板、代紋等を掲示したとき。
- (7) 自己又は第三者をして、本物件に反復継続して暴力団員を立ち入らせたとき。

3 乙は、前項の規定により契約を解除されたときは、甲に生じた損害を賠償しなければならない。
(現状変更等)

第13条 乙は、本物件の現状を変更しようとするとき（軽微な変更を行う場合を除く。）は、事前に書面により申請し、甲の承認を得なければならない。
(実地調査等)

第14条 甲は、本物件について、必要に応じ使用状況等を実地に調査し、又は乙に対して必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙はその調査等を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。
(決算報告)

第15条 乙は、令和8年度分の事業報告書については令和9年4月20日までに、令和9年度分から令和12年度分までの事業報告書についてはそれぞれ当該年度の翌年度の4月20日（この日が姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市規則第15号）に規定する市の休日に該当する場合は、同日以後最初の市の休日でない日）までに、甲に提出しなければならない。
(大手前公園地下駐車場との一体運営)

第16条 乙は、本物件の使用に関し、本物件と地下連絡通路で接続している大手前公園地下駐車場の精算機の管理及び集金等の業務について、その管理者と受託契約を締結しなければならない。

2 乙は、大手前公園地下駐車場の適正な管理及び運営を図るため必要な事項について、その管理者と協議を行うものとする。

3 前項の協議は、必要に応じ、甲も参加し、三者で行うものとする。
(契約の解除)

第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このために乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

- (1) 国又は甲、他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため本物件を必要とした場合に、甲が乙に対し、6か月前までに解除の申し入れをしたとき。
- (2) 乙が、この契約に定める義務に違反した場合に、甲が相当の期間を定めて乙に対しその履行を催告し、その期間内に履行がないとき。

2 乙は、賃貸借期間満了前に契約を解除する場合は、甲に対し、12か月前までに解除の申し入れをしなければならない。

(契約の変更)

第18条 契約の内容に変更が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

(賃貸借期間終了時等の条件等)

第19条 乙は、賃貸借期間が満了したとき、又は第12条第2項若しくは前条の規定によりこの契約を解除されたとき（以下「貸付が終了したとき」という。）は、自己の負担において直ちに本物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が承諾した場合は、この限りではない。

2 乙は、貸付が終了したときに設備撤去等の工事を行う際は、工事期間中も利用者が継続して利用できるよう最大限の配慮をすることとする。

3 乙は、甲に対し返還に伴って発生する費用及び立退き料等一切の請求をすることはできない。

4 乙は、本物件に附加した造作等の買取請求、有益費及び必要費の償還請求その他一切の金銭的請求を、甲に対してすることができない。

5 乙は、貸付が終了したときには、本物件の運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、甲が定める期間内に甲又は甲が指定した者に対して駐車場事業の引継ぎを行わなければならない。ただし、乙が引き続き貸付先となる場合は、この限りではない。

6 乙は、貸付が終了したときには、発行済みの貸付駐車場及び大手前公園地下駐車場で使用できるプリペイドカードや利用券等の前払式駐車券がある場合は換金に対応する等、適切に対応しなくてはならない。ただし、乙が引き続き貸付先となる場合は、この限りではない。

(契約の費用)

第20条 この契約の締結に必要となる一切の費用は、乙の負担とする。

(契約保証金)

第21条 納入済みの契約保証金〇,〇〇〇,〇〇〇円は、貸付が終了したとき、乙の請求に基づき利息を付さずに返還する。ただし、乙に賃料の未払い金、損害金及び第23条に定める違約金があるとき、並びに乙が原状回復を行わなかったときは、その金額及び費用を契約保証金から充当する。

(履行保証契約)

第22条 乙は、前条に定める契約保証金に代えて、甲を被保険者とする履行保証保険を手配し、その保険証券を甲に差し入れることができる。

2 前項に定める履行保証保険を付保する場合は、本契約の締結と同時に当該保険証券を甲に差し入れるものとする。

3 履行保証保険の保険期間は、乙と保険会社の協議により決定することができるものとし、当該保険期間が本契約の満了日までの全期間に及ばないときは、乙は本契約が終了するに至るまで、保険期間の間断なく、当該履行保証保険が更新又は継続される限り、履行保証保険をもって、前号に定める契約保証金の代替措置とすることができるものとする。

4 第5条の賃貸料の不払い、第6条の遅延利息、及び第10条による損害等、本契約に関し甲に発生

した損害について、甲は履行保証保険に係る契約に定める条件に従い、当該保険契約上認められる範囲内で保険金の支払いを保険会社に求めることができる。

5 甲が前項の保険会社から受け取る保険金額が、甲の損害額に不足する場合は、乙は甲に不足額を支払うものとする。

(違約金)

第23条 乙は、第17条第2項に規定する期間を過ぎて契約の解除の申し入れを行ったときは、第21条の契約保証金と同額の違約金を甲に支払うものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴訟等については、甲の事務所の所在地を所管する神戸地方裁判所をもって第一審裁判所とする。

(疑義の決定)

第25条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

貸主（甲） 所在 姫路市安田四丁目1番地
名称 姫路市
姫路市長 ○○ ○○

借主（乙） 住所
氏名

印

別表第 1（物件の表示）

所 在 地	区 画	面 積 (㎡)	備 考
姫路市本町 6 8 番 地 2 9 0	イーグレひめじ 西棟地上 1 階及び 地下 1 階から地下 3 階までの一部	1 1, 6 3 4. 7 3	別紙の①部分
姫路市本町 6 8 番 地 2 9 0	イーグレひめじ 東棟地上 1 階の一 部	5 6. 5 9	別紙の②部分
姫路市本町 6 8 番 地 2 9 0	イーグレひめじ 地下連絡通路	—	別紙の③部分

別表第 2（設備等一覧）

名 称	数 量	設置場所	備 考
流し台	1	駐車場管理室	
洗面台	1	駐車場管理室	
火災報知器	1	駐車場管理室	
非常用放送設備	1	駐車場管理室	
防潮板電源	1	駐車場管理室	点検及び修繕は、大手前 公園地下駐車場管理者 と協議のうえ行うこと。
精算機トラブル用受話器	1	駐車場管理室	
監視用モニター	12	駐車場管理室	
台数監視盤モニター	1	駐車場管理室	
ファン監視盤	1	駐車場管理室	
業務用インターホン	3	駐車場管理室	
照明制御盤	1	駐車場管理室	
空調機	1	駐車場管理室	
換気扇	1	駐車場管理室	
入口表示灯	2	地上 1 階北側、南側	
入口上部看板	4	地上 1 階	
料金看板	2	地上 1 階	
入口表示看板（一般県道砥堀本町線）	1	地上 1 階	
出庫注意灯	1	地上 1 階	
防潮板	4	地上 1 階、地下連絡通路	

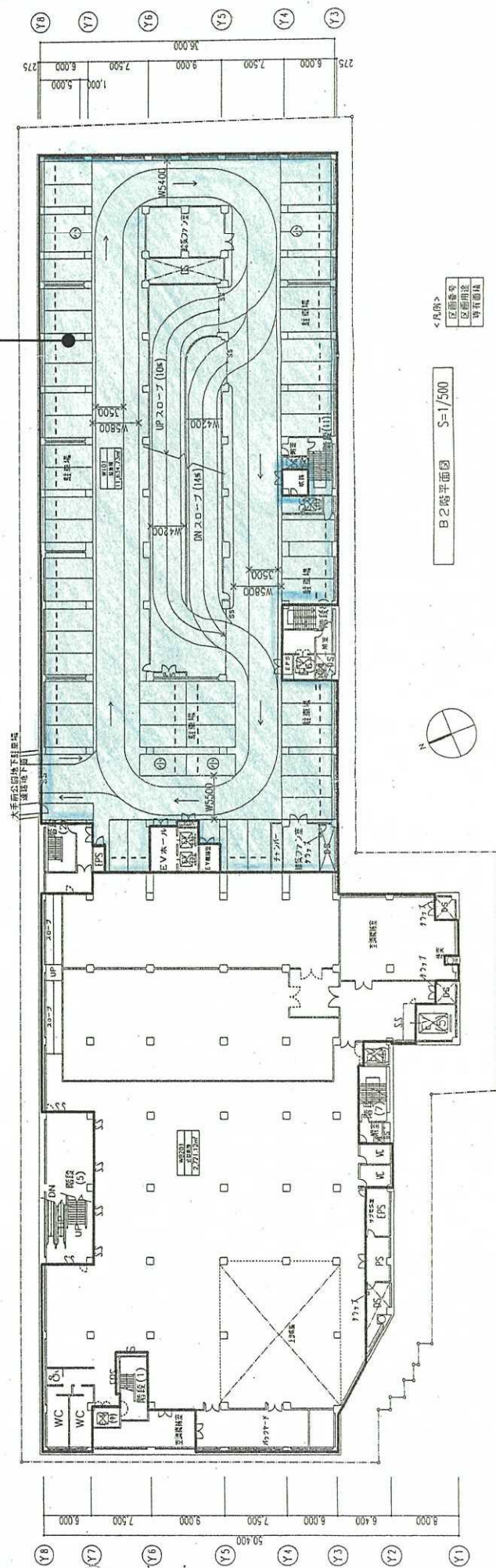
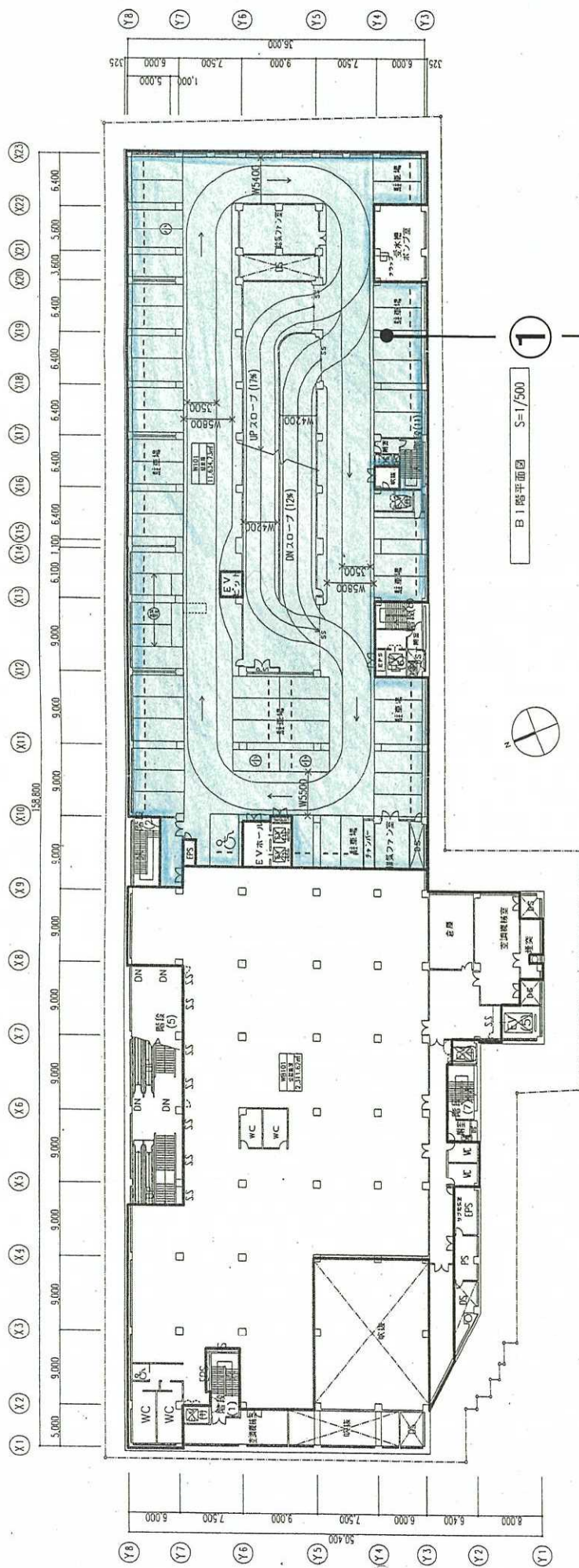
排気ファン	4	地下1階、地下2階、地下3階	
給気ファン	4	地下1階、地下2階、地下3階	
満空表示板（合流部）	2	地下1階、地下2階	
カーブミラー（合流部）	2	地下1階、地下2階	
上部右折禁止看板	3	地下1階、地下2階、地下3階	
回転灯	6	地下1階、地下2階、地下3階	
公園地下誘導板（B2）	1	地下2階	壁付け式
公園地下誘導板（B3 入口）	1	地下2階	自立式
公園地下誘導板	1	地下2階（地下連絡通路前）	自立式
公園地下誘導板（上部）	1	地下2階（地下連絡通路前）	
B2/B3 出口誘導板	1	地下2階（地下連絡通路前）	
公園地下誘導板（上部）	1	地下2階（地下連絡通路前）	
公園地下・イーグレ誘導板（両面）	1	地下連絡通路	

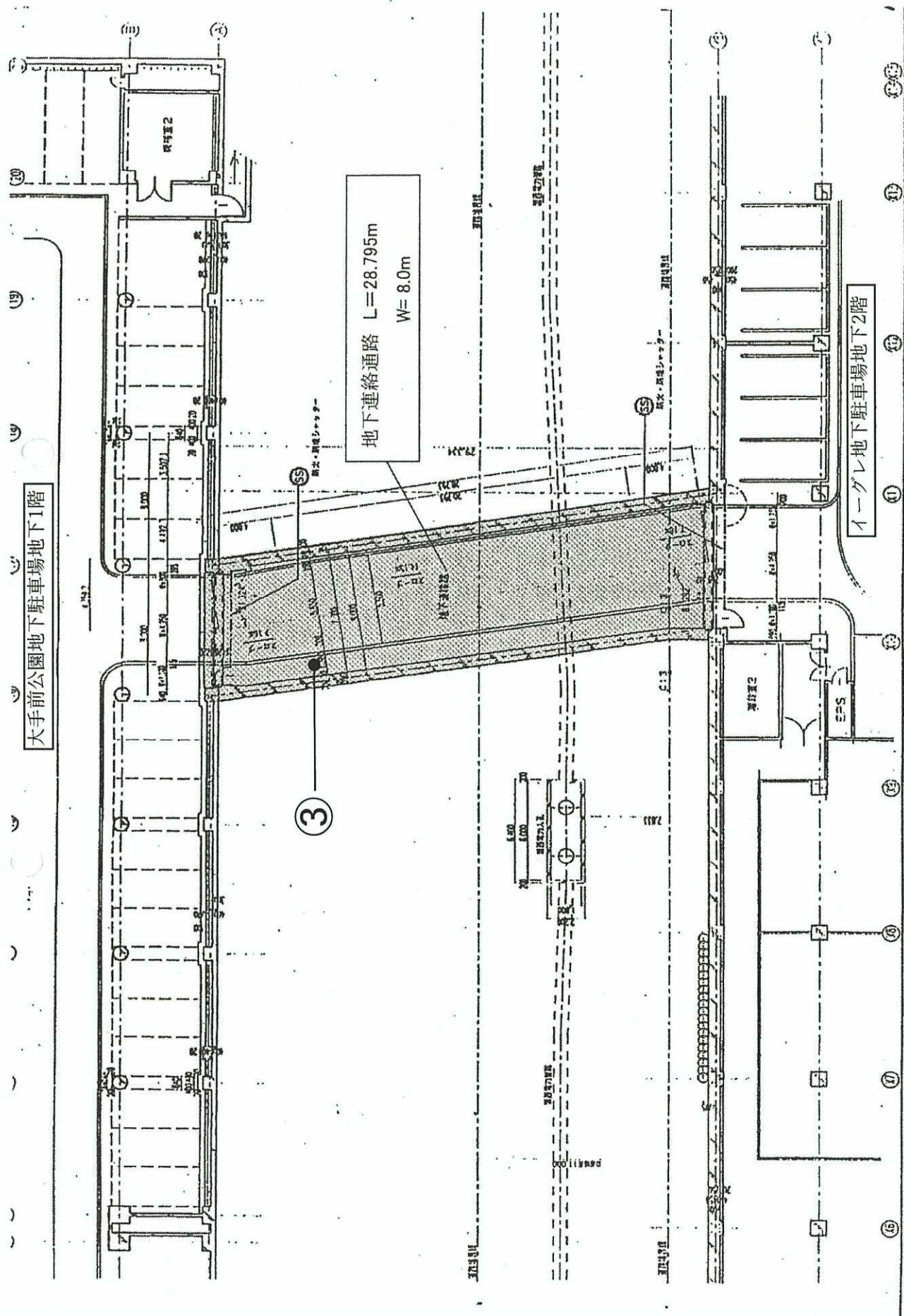


2階平面図 $S=1/500$



1階平面図 $S=1/500$





大手前公園地下駐車場における精算機管理・集金等業務委託仕様書

1 業務委託名

大手前公園地下駐車場における精算機管理・集金等業務委託

2 対象施設及び所在地

大手前公園地下駐車場 (姫路市本町 6 8 番地)

- ・収容台数 普通車等 3 2 3 台、バイク (1 2 5 C C 以下のものを除く) 4 8 台
- ・営業時間 午前 7 時から午後 1 1 時まで

3 委託期間

令和〇〇年〇月〇日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

4 条件

- ・イーグレの詰所に現状と同じ時間帯で人員を配置 (午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分まで)
- ・常駐の人員がない場合 (営業時間内)
精算機のトラブル信号の受信や利用者への問い合わせなどに対して遠隔か迅速に人員を派遣して対応

5 業務委託内容

(1) 精算機管理業務

駐車場料金精算システム機器及び利用者からの精算に関するトラブル等初期対応業務、出庫混雑時精算サポート業務

項目	内容	
精算機トラブル対応業務関連	①	駐車場料金精算システム機器トラブルの初期対応 (硬貨詰まり等による機器トラブル時の処置)
	②	利用者からの精算等に対するトラブルの対応 (料金精算クレーム、ゲート管理等の対応)
	③	消耗品 (駐車券・ジャーナル用紙・インクリボン・ゲートバー) 在庫管理及び補充回収
	④	駐車場繁忙日の出口精算サポート
	⑤	精算システム機器の設定変更
	⑥	トラブルの対処に係る報告業務

※常駐の人員がない場合

① 精算機の異常察知時

駐車券切れ、領収書・記録紙切れ、釣銭切れ及び券詰まり、紙幣・コイン詰まり等精算機トラブルの信号を受信した場合、人員を派遣し迅速に対応にあたること。必要に応じて関係機関へ連絡すること。

② 利用者からの問い合わせ

トラブル対応は、遠隔又は人員を派遣して行うこと。

(2) 精算機等設置・保守点検業務

精算機、発券機、入口カーゲート、ループコイルを設置し、全体の料金精算システムを支障なく稼働させるとともに、下記のとおり保守点検を実施する業務。

なお、受託者の事由により機器の改修・更新・追加等の必要が生じた場合は、受託者の負担により実施するものとする。

① 保守対象機器

精算機	2 台
発券機	1 台
入口カーゲート	1 台
出口カーゲート	2 台
入口表示灯	1 台
出庫注意灯	1 台
監視盤	1 式

② 定期点検

2 か月に 1 回行うものとする。点検項目は導入機器により別途定める。

③ 緊急保守

定期点検対象機器以外のバー折れ等のトラブルについても、対応するものとする。

④ 点検報告

点検完了後、速やかに点検結果を文書で報告するものとする。また、緊急補修等の対応を行った場合は、写真等を添付した書面で報告するものとする。

(3) 売上金回収等業務

駐車料金精算機からの売上金の回収及び納入、売上金の記録及び報告、つり銭の補充、消耗品の補充など下記の業務。

項目	内容	
売上金回収 業務	①	売上金回収 週 1 回 売上金納入 月 1 回 ※受託者の責任のもと売上金の回収及び納入業務を行うものとし、適切な保険の加入を行うこと
	②	売上報告書の提出 ・毎週の売上金回収時には、精算機のジャーナル紙（T 合計）を取得し提出すること ・毎月 1 日には、前月分の精算機のジャーナル紙（GT 合計）を取得し提出すること ・個別の取引情報が確認できるジャーナル記録は、毎月、データにて提出すること ・毎月の売上金納入時には、売上金報告書を提出すること
	③	つり銭補充業務 ※精算機内つり銭及びつり銭補充に必要な金銭は受託者が準備する ※つり銭不足が生じないように適宜補充を行うこと
	④	消耗品補充業務 ※精算機の稼働に必要な消耗品は受託者が準備し、適宜補充を行うこと
	⑤	トラブル報告書、業務報告書の作成
	⑥	その他売上金管理に必要となる報告書類の作成

※提出する書類様式等については別途協議するものとする。

(4) 日常業務

公園地下駐車場の減免の受付、設備異常の連絡など下記の日常業務。

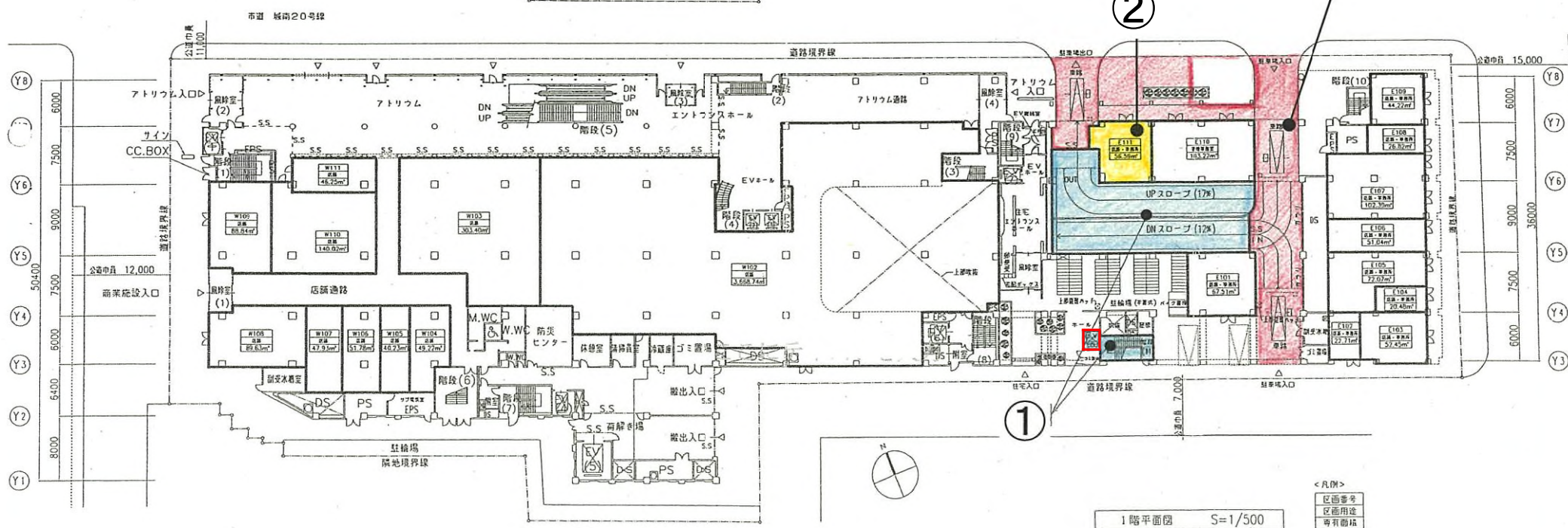
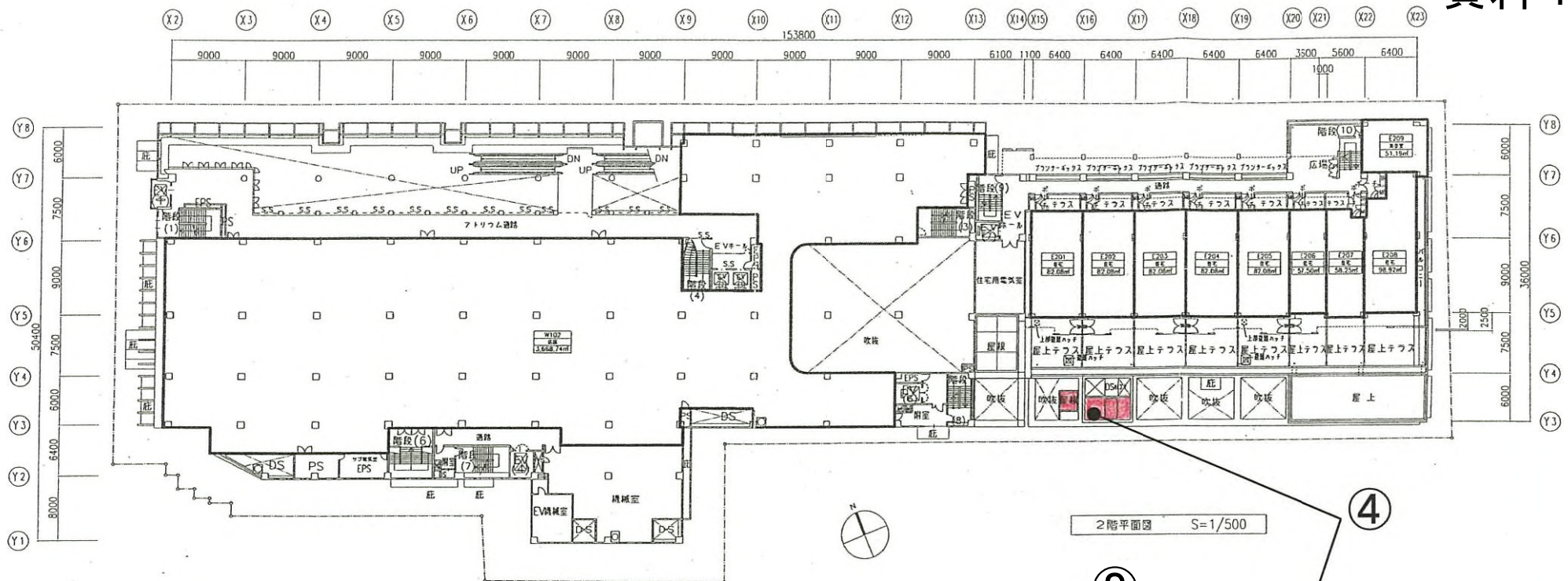
項目	内容	
受付業務	①	電話窓口受付対応
	②	障がい者減免及び公共利用目的に係る減免の受付と報告業務
	③	プリペイドカード・サービス券の販売・発行業務 ※ただし、受託者が販売・発行する場合に限る
監視業務	④	モニター及び機械警報盤の監視、異常時の初期対応
	⑤	混雑状況の定期報告
	⑥	設備異常の初期対応及び報告
緊急時対応業務	⑦	緊急事態の初期対応及び避難誘導、関係機関への連絡
	⑧	事故の初期対応
その他	⑨	遺失物・拾得物の管理
	⑩	パスカードの発行

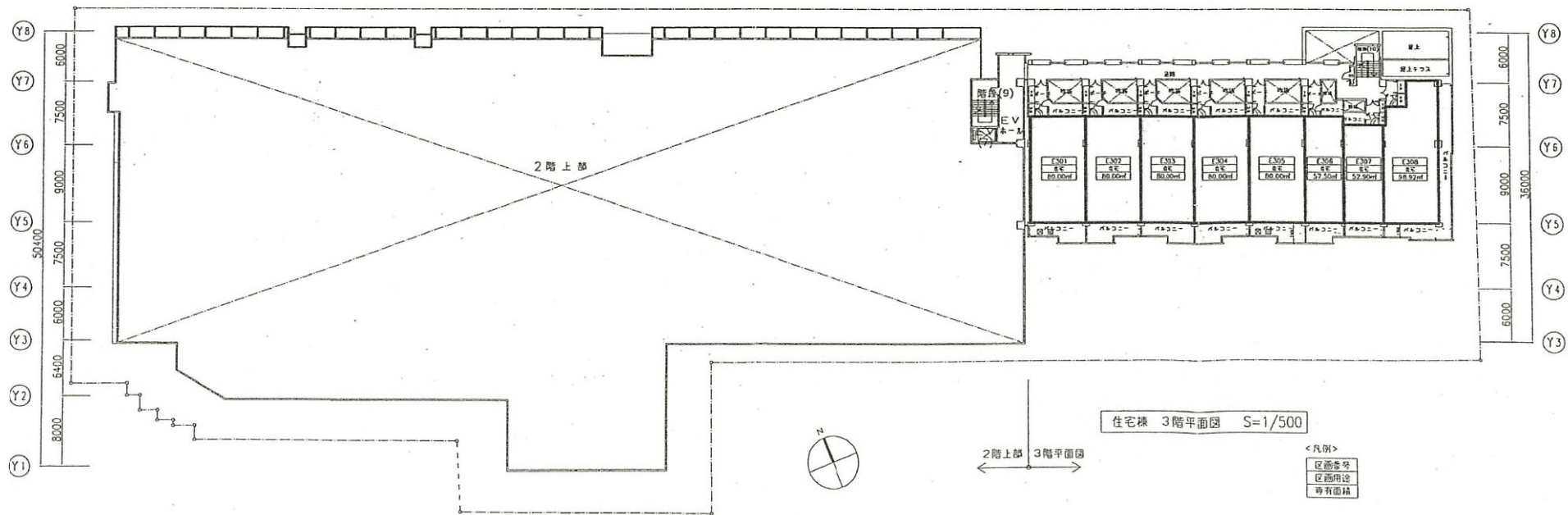
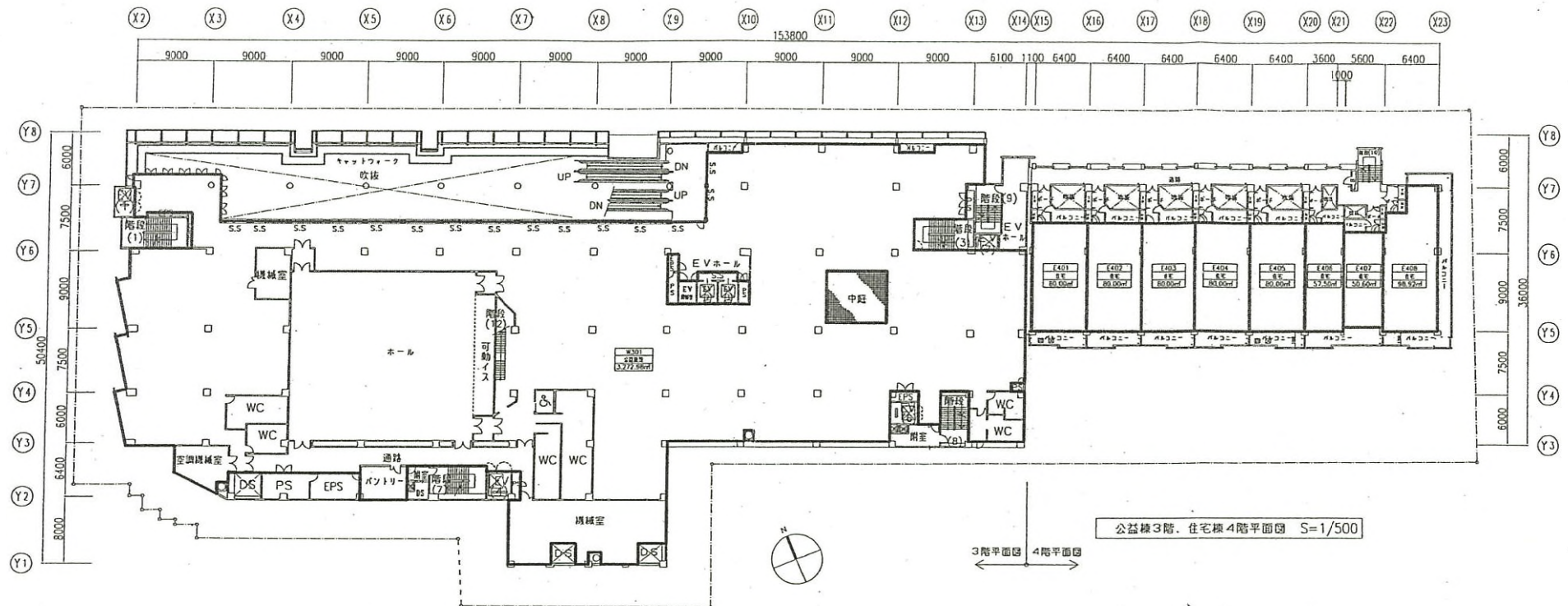
6 その他

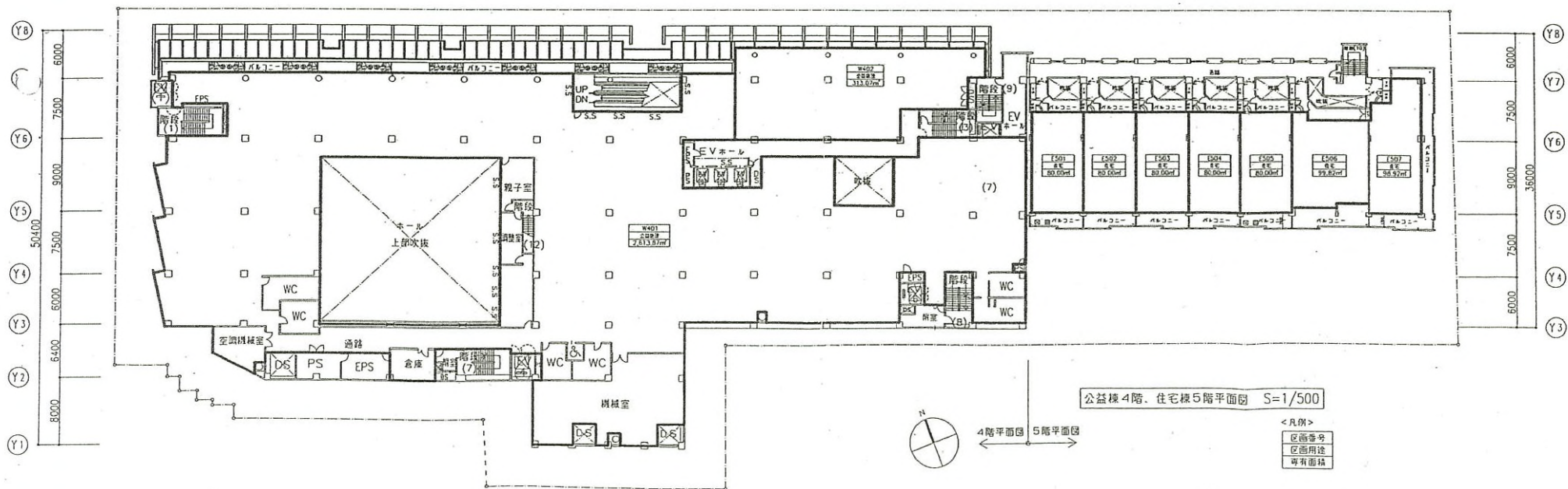
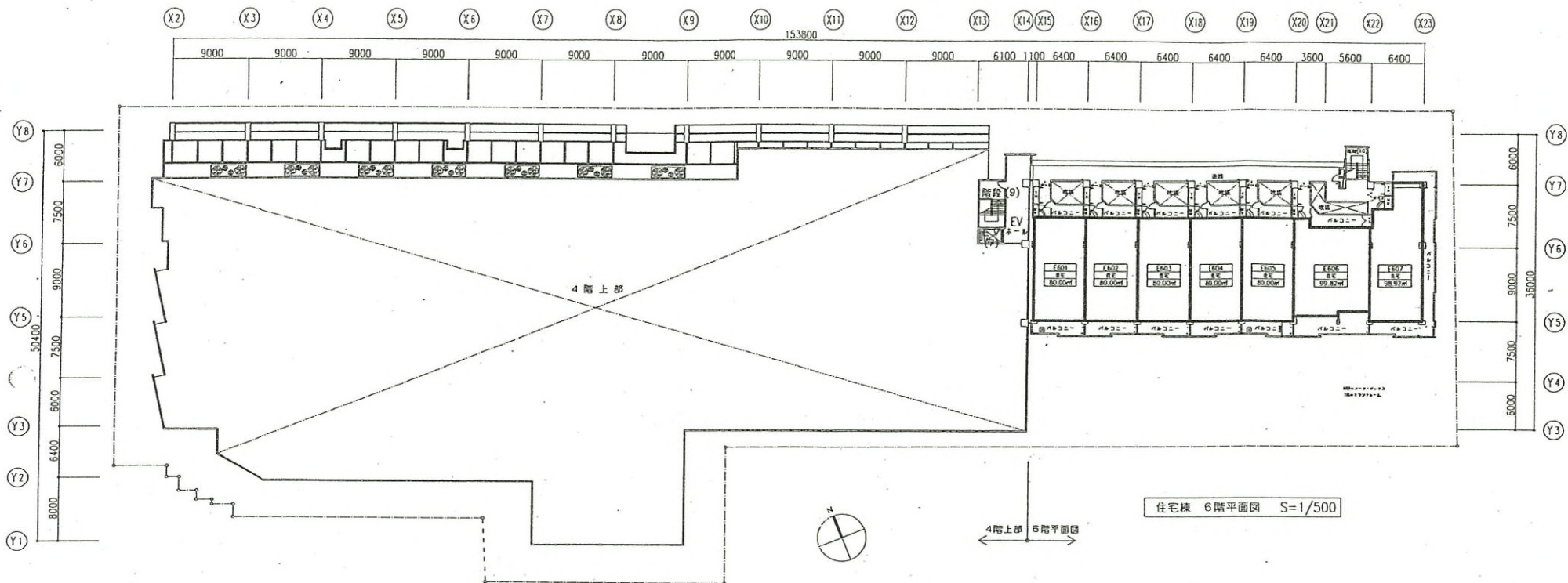
受託者は、この仕様書から内容の変更について依頼を受けた場合は、委託者との協議を行い、変更する場合は双方で覚書を交わすこと。

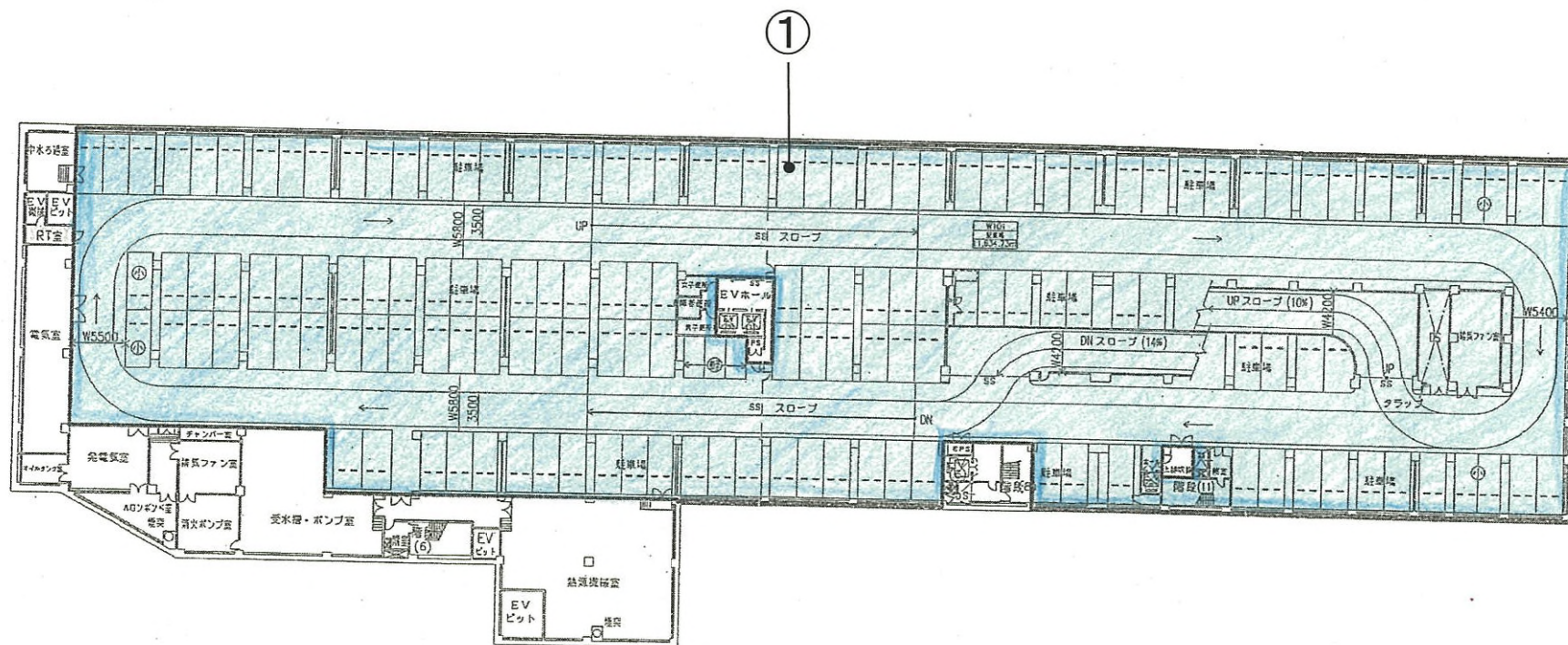
募集から貸付までの日程

内容	日程
募集要項等の配布	令和7年11月4日から同月18日
参加申込	令和7年11月7日午前9時から同月18日午後4時まで
参加資格の確認・確認結果の通知	令和7年11月18日から同月19日
質問の受付	令和7年11月19日から同年12月2日正午まで
現地説明会の実施	令和7年11月21日または同月25日
質問への回答	令和7年12月8日公表予定
入札・開札	令和7年12月18日午前10時
覚書の締結	落札者の決定から契約の締結までの間
契約の締結	令和8年4月1日



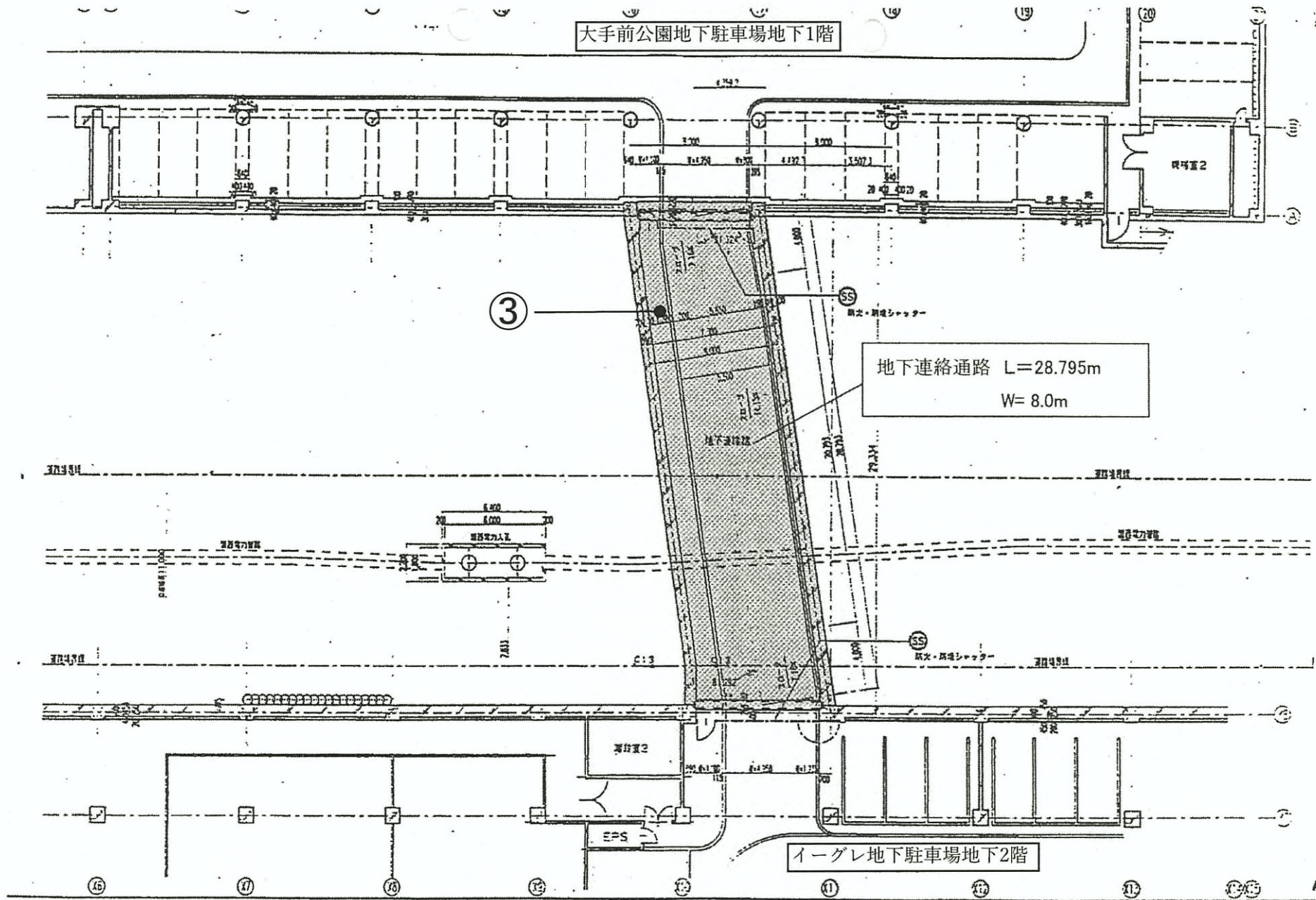






B3階 平面図

大手前公園地下駐車場地下1階

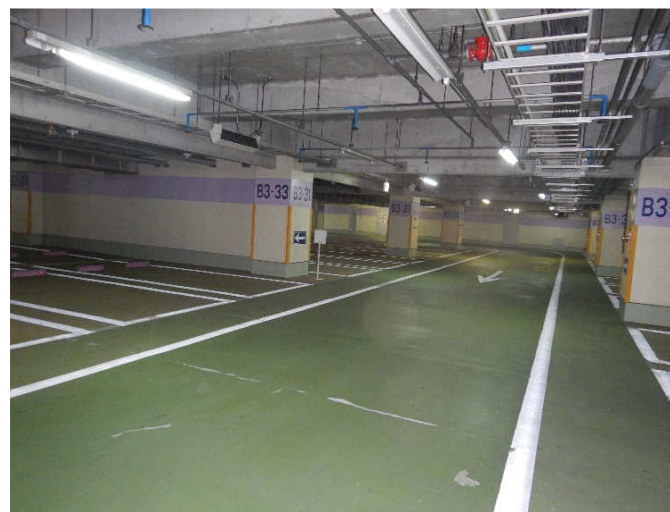
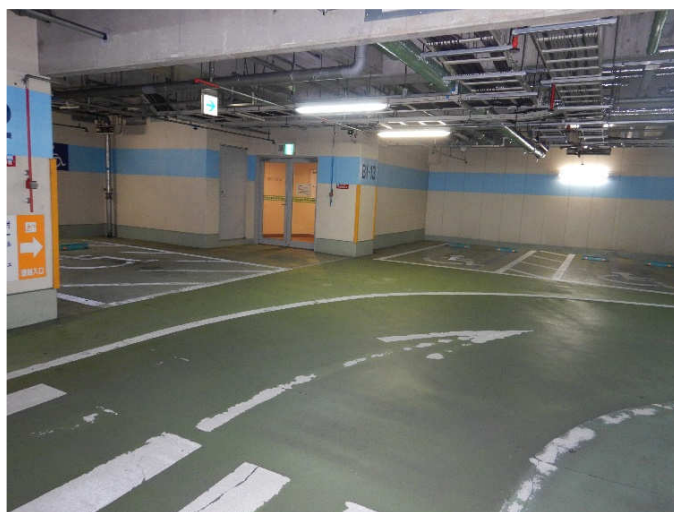
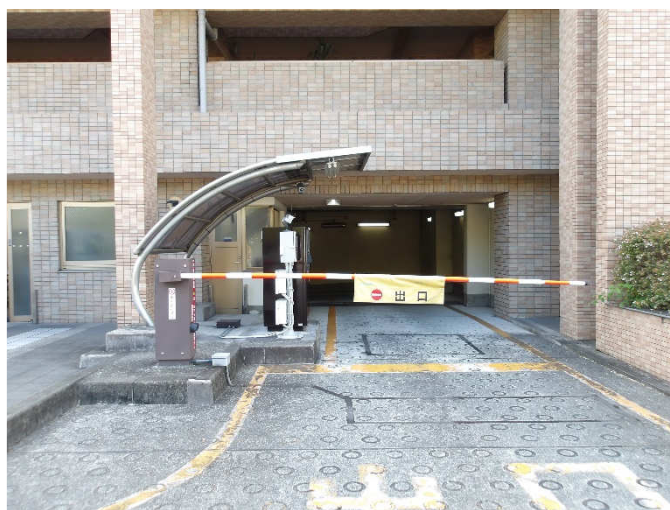


イーグレひめじ 位置図



現況写真

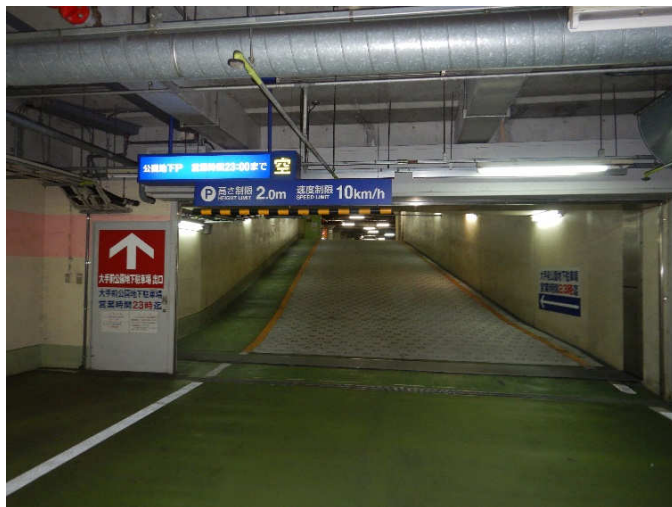
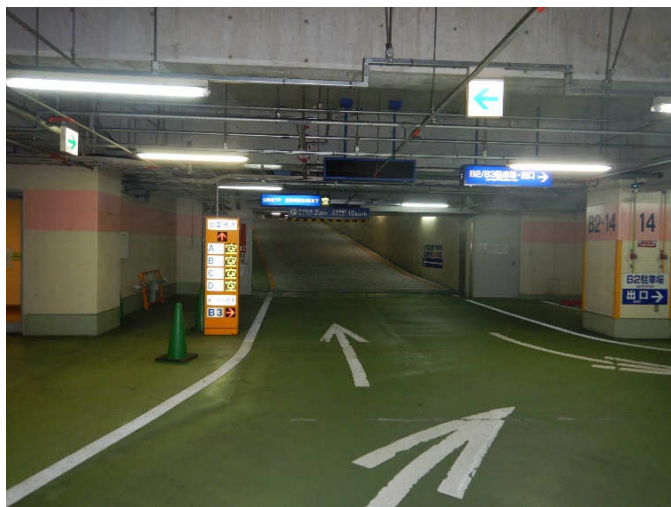
① イーグレひめじ西棟W101区画



② イーグレひめじ東棟E 1 1 1 区画

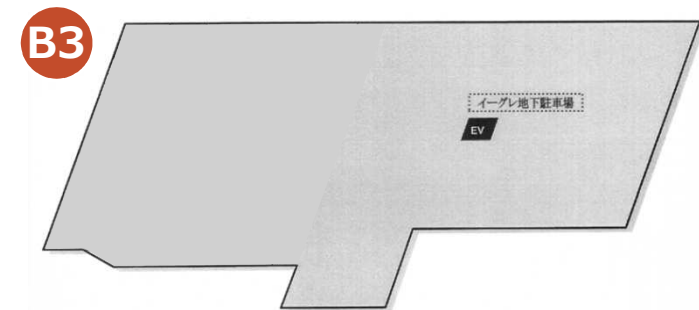
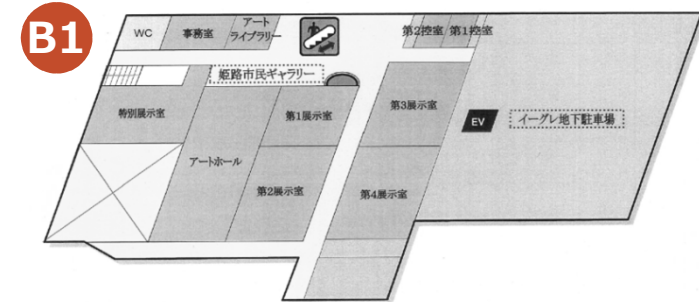
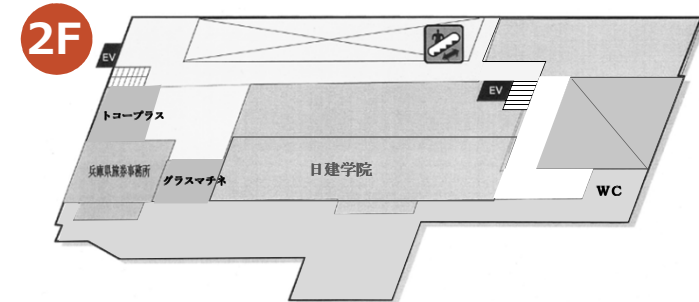
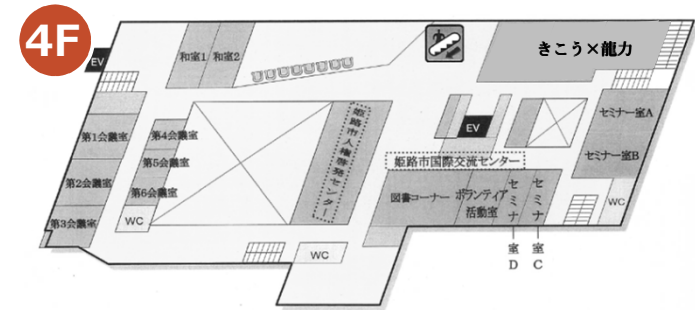
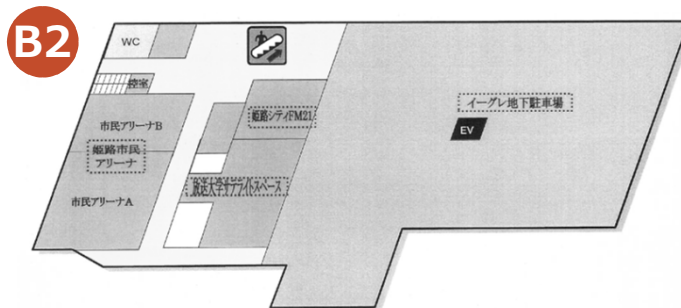
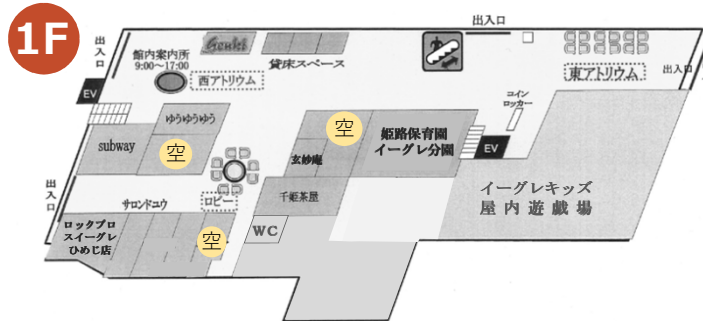
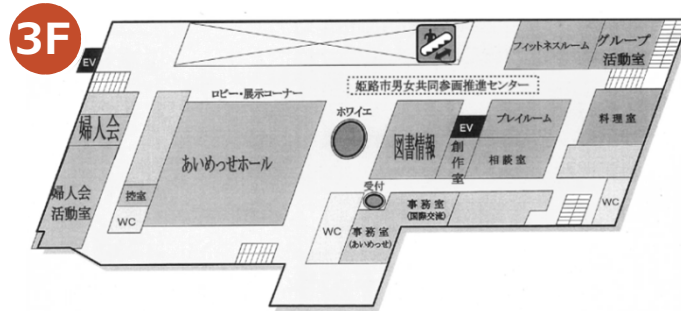


③ 地下連絡通路



※令和7年1月から大手前公園地下駐車場との地下連絡通路を閉鎖中

フロアマップ (令和7年9月30日時点)



資料 2

○設備等一覧

名称	数量	設置場所	備考
流し台	1	駐車場管理室	
洗面台	1	駐車場管理室	
火災報知器	1	駐車場管理室	
非常用放送設備	1	駐車場管理室	
防潮板電源	1	駐車場管理室	点検及び修繕は、大手前公園地下駐車場管理者と協議のうえ行うこと。
精算機トラブル用受話器	1	駐車場管理室	
監視用モニター	12	駐車場管理室	
台数監視盤モニター	1	駐車場管理室	
ファン監視盤	1	駐車場管理室	
業務用インターホン	3	駐車場管理室	
照明制御盤	1	駐車場管理室	
空調機	1	駐車場管理室	
換気扇	1	駐車場管理室	
入口表示灯	2	地上 1 階北側、南側	
入口上部看板	4	地上 1 階	
料金看板	2	地上 1 階	
入口表示看板（一般県道砥堀本町線）	1	地上 1 階	
出庫注意灯	1	地上 1 階	
防潮板	4	地上 1 階、地下連絡通路	
排気ファン	4	地下 1 階、地下 2 階、地下 3 階	
給気ファン	4	地下 1 階、地下 2 階、地下 3 階	
満空表示板（合流部）	2	地下 1 階、地下 2 階	
カーブミラー（合流部）	2	地下 1 階、地下 2 階	
上部右折禁止看板	3	地下 1 階、地下 2 階、地下 3 階	
回転灯	6	地下 1 階、地下 2 階、地下 3 階	
公園地下誘導板（B2）	1	地下 2 階	壁付け式
公園地下誘導板（B3 入口）	1	地下 2 階	自立式
公園地下誘導板	1	地下 2 階（地下連絡通路前）	自立式
公園地下誘導板（上部）	1	地下 2 階（地下連絡通路前）	
B2/B3 出口誘導板	1	地下 2 階（地下連絡通路前）	
公園地下誘導板（上部）	1	地下 2 階（地下連絡通路前）	
公園地下・イーグレ誘導板（両面）	1	地下連絡通路	

○現借受者から有償で譲り受けることができるもの

名称	数量	設置場所	備考
案内看板	1	北側入口	自立式

資料 3

○出庫台数

令和3年度

(単位：台)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
一時利用	3,454	2,172	3,944	4,536	4,413	4,059	5,288	4,939	4,759	7,930	3,110	4,803	53,407
月極利用	935	932	939	944	898	950	972	959	917	827	796	988	11,057
合計	4,389	3,104	4,883	5,480	5,311	5,009	6,260	5,898	5,676	8,757	3,906	5,791	64,464

令和4年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
一時利用	5,061	5,399	5,565	5,133	5,029	6,027	4,931	6,855	5,151	9,278	5,150	6,588	70,167
月極利用	863	831	856	878	836	749	757	748	766	683	804	799	9,570
合計	5,924	6,230	6,421	6,011	5,865	6,776	5,688	7,603	5,917	9,961	5,954	7,387	79,737

令和5年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
一時利用	6,866	7,458	6,790	7,398	7,646	8,003	6,606	7,267	7,642	10,395	6,381	7,466	89,918
月極利用	756	754	812	1,858	2,776	2,700	2,839	2,627	2,694	2,437	2,697	2,819	25,769
合計	7,622	8,212	7,602	9,256	10,422	10,703	9,445	9,894	10,336	12,832	9,078	10,285	115,687

※R5.7から大手前公園地下駐車場との地下連絡通路封鎖

令和6年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
一時利用	7,048	6,887	6,773	6,743	7,619	7,698	6,308	7,232	5,758	10,776	5,805	6,774	85,421
月極利用	3,065	2,825	2,856	1,194	959	970	1,016	927	932	887	1,031	2,872	19,534
合計	10,113	9,712	9,629	7,937	8,578	8,668	7,324	8,159	6,690	11,663	6,836	9,646	104,955

※R6.7から大手前公園地下駐車場との地下連絡通路解放

※R7.1から大手前公園地下駐車場との地下連絡通路閉鎖

令和7年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
一時利用	6,493	6,099	6,708	6,998	8,183	6,761	41,242
月極利用	2,856	2,720	2,852	3,045	2,784	2,848	17,105
合計	9,349	8,819	9,560	10,043	10,967	9,609	58,347

○売上金額

令和3年度

(単位：円・税込)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
一時利用	2,240,260	1,374,070	2,640,640	3,254,140	2,960,630	2,764,490	3,451,530	3,254,510	3,552,750	3,802,910	1,972,820	3,233,570	34,502,320
月極利用	10,647,900	262,900	60,000	92,500	114,300	9,308,600	857,300	114,300	34,790	168,600	168,600	9,178,500	31,008,290
合計	12,888,160	1,636,970	2,700,640	3,346,640	3,074,930	12,073,090	4,308,830	3,368,810	3,587,540	3,971,510	2,141,420	12,412,070	65,510,610

※貸付の初年度で月極利用（6ヵ月）の支払いが3回（4月、10月、3月）あったため、合計額が高くなっている。

令和4年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
一時利用	3,574,620	3,821,830	3,775,730	3,532,230	3,458,790	3,981,330	3,222,740	4,578,580	3,290,560	4,659,410	3,234,760	4,381,430	45,512,010
月極利用	540,100	317,200	268,100	317,200	168,600	8,634,800	719,400	391,500	317,200	348,500	168,600	8,136,500	20,327,700
合計	4,114,720	4,139,030	4,043,830	3,849,430	3,627,390	12,616,130	3,942,140	4,970,080	3,607,760	5,007,910	3,403,360	12,517,930	65,839,710

令和5年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
一時利用	4,608,700	5,322,810	4,503,040	4,821,130	4,919,470	5,101,790	4,227,240	4,751,910	4,025,660	5,385,840	3,931,980	4,898,080	56,497,650
月極利用	763,000	317,200	371,500	406,200	248,100	7,821,100	634,400	317,200	369,700	391,500	242,900	7,896,600	19,779,400
合計	5,371,700	5,640,010	4,874,540	5,227,330	5,167,570	12,922,890	4,861,640	5,069,110	4,395,360	5,777,340	4,174,880	12,794,680	76,277,050

※R5.7から大手前公園地下駐車場との地下連絡通路閉鎖

令和6年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
一時利用	4,739,000	4,635,790	4,491,060	4,391,690	4,848,450	5,063,840	4,136,230	4,898,680	3,649,340	5,214,860	3,534,890	4,539,530	54,143,360
月極利用	919,400	520,100	497,100	700,000	371,500	7,531,600	817,300	498,300	444,000	755,700	594,400	7,035,100	20,684,500
合計	5,658,400	5,155,890	4,988,160	5,091,690	5,219,950	12,595,440	4,953,530	5,396,980	4,093,340	5,970,560	4,129,290	11,574,630	74,827,860

※R6.7から大手前公園地下駐車場との地下連絡通路解放

※R7.1から大手前公園地下駐車場との地下連絡通路閉鎖

令和7年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
一時利用	4,499,981	3,925,800	4,540,420	4,801,400	5,666,870	4,596,610	28,031,081
月極利用	391,500	477,100	445,800	520,100	774,300	7,078,100	9,686,900
合計	4,891,481	4,402,900	4,986,220	5,321,500	6,441,170	11,674,710	37,717,981

○免除・減額件数

(単位：件)

	無料パスカード (公用)	無料券 (公用)	障害者	利用券 (1.2.3.24時間券)	減免処理機
	1 0 割免除	1 0 割免除	5 割減額	3 割減額	3 割減額
令和3年度	464	143	63	59	908
令和4年度	491	130	193	276	1,061
令和5年度	1,251	185	298	147	1,139
令和6年度	1,075	132	477	164	1,152

○貸付料

(単位：円・税込)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
36,629,253	36,926,739	46,320,345	45,016,074

○光熱水費

(単位：円・税込)

	電気	水道	下水道	計
R3.04	673,301	0	0	673,301
R3.05	623,751	0	0	623,751
R3.06	524,970	0	0	524,970
R3.07	550,302	0	0	550,302
R3.08	550,127	0	0	550,127
R3.09	552,241	0	0	552,241
R3.10	566,184	0	0	566,184
R3.11	622,877	20,026	17,022	659,925
R3.12	870,985	0	0	870,985
R4.01	910,422	5,270	4,774	920,466
R4.02	703,021	0	0	703,021
R4.03	774,389	5,287	4,761	784,437
計	7,922,570	30,583	26,557	7,979,710

	電気	水道	下水道	計
R4.04	754,173	0	0	754,173
R4.05	763,232	5,115	4,262	772,609
R4.06	715,898	0	0	715,898
R4.07	774,717	5,058	4,923	784,698
R4.08	792,730	0	0	792,730
R4.09	816,069	5,022	4,949	826,040
R4.10	859,423	0	0	859,423
R4.11	863,567	5,594	4,649	873,810
R4.12	929,068	0	0	929,068
R5.01	958,678	5,685	5,188	969,551
R5.02	751,108	0	0	751,108
R5.03	766,814	5,297	4,754	776,865
計	9,745,477	31,771	28,725	9,805,973

	電気	水道	下水道	計
R5.04	752,459	0	0	752,459
R5.05	673,293	5,610	4,650	683,553
R5.06	596,944	0	0	596,944
R5.07	595,161	3,816	3,677	602,654
R5.08	557,917	0	0	557,917
R5.09	529,938	4,122	4,180	538,240
R5.10	564,388	0	0	564,388
R5.11	569,014	5,595	5,059	579,668
R5.12	665,163	0	0	665,163
R6.01	656,815	5,119	4,752	666,686
R6.02	635,231	0	0	635,231

R6.03	691,012	5,056	4,796	700,864
計	7,487,335	29,318	27,114	7,543,767

	電気	水道	下水道	計
R6.04	677,514	0	0	677,514
R6.05	727,405	6,044	4,937	738,386
R6.06	691,468	0	0	691,468
R6.07	736,011	4,565	4,500	745,076
R6.08	709,053	0	0	709,053
R6.09	632,434	4,085	4,226	640,745
R6.10	660,047	0	0	660,047
R6.11	713,416	4,525	3,884	721,825
R6.12	866,708	0	0	866,708
R7.01	971,671	4,461	3,928	980,060
R7.02	907,995	0	0	907,995
R7.03	1,040,132	4,037	3,585	1,047,754
計	9,333,854	27,717	25,060	9,386,631

	電気	水道	下水道	計
R7.04	884,571	0	0	884,571
R7.05	809,629	5,647	4,463	819,740
R7.06	774,374	0	0	774,374
R7.07	777,440	4,340	4,336	786,116
R7.08	709,797	0	0	709,797
R7.09	687,748	3,865	3,938	695,552
計	4,643,559	13,852	12,737	4,670,150

○借受者修繕実績（令和３年４月から令和７年８月まで）

- ・借受者の負担で設置した機器の保守点検・整備費用は除く
- ・電灯交換費用は除く
- ・Ｒ４年度、Ｒ５年度、Ｒ７年度（４月から８月まで）は実績なし

【令和３年度】

（単位：円・税込）

件名	金額
給排気ファン用モーターグリス（給排気ファン12台分）	85,800
給排気ファンVベルト取替工事	95,700
合計	181,500

【令和６年度】

件名	金額
給排気ファンVベルト取替工事（※１）	162,800
合計	162,800

※１ 施工はＲ５年度３月、請求・支払いはＲ６年度４月

○市修繕実績（令和３年４月から令和７年８月まで）

- ・Ｒ３年度～Ｒ５年度は実績なし

【令和６年度】

（単位：円・税込）

件名	金額
給排気ファン８台本体整備工事	7,529,500
合計	7,529,500

【令和７年度】※令和７年８月分まで

件名	金額
給排気ファン８台インバータ交換等工事（※２）	12,270,500
監視盤（シーケンサ、タッチパネル）修繕（※３）	1,714,350
合計	13,984,850

※２ ７月末工事完了

※３ ９月末修繕完了

制限付一般競争入札参加申込書

令和 7 年（2025 年） 月 日

（宛先）姫 路 市 長

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名 印

電話 () (担当)

メールアドレス

下記に係る制限付一般競争入札への参加を申し込みます。
なお、書類の記載内容については、事実と相違ないことを誓約します。
また、姫路市が保有する税務情報の閲覧について同意します。

記

件 名	イーグレひめじ駐車場施設の貸付
所 在 地	姫路市本町 6 8 番地 2 9 0
添 付 書 類	1 履歴事項全部証明書（8 月 4 日以後に発行された最新のものの原本又は写し） 2 駐車場施設の運営実績調書（様式第 2 号） 3 関連企業申告書（制限付一般競争入札用）（様式第 3 号） 4 現地説明会参加申込書（様式第 4 号）（現地説明会への参加を希望する場合のみ提出してください。） 5 姫路市税の滞納無証明書（公告日以後に発行されたものの原本又は写し。市税の納税義務がある場合に限る。） 6 国税の納税証明書（税務署様式その 3 の 3）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し）

駐車場施設の運営実績調書

令和 年 月 日

(宛先) 姫 路 市 長

参加申込者

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

全自動ゲート式時間貸有料駐車場施設（地下駐車場又は地上 2 階建て以上の立体駐車場で、1 施設につき 2 0 0 台以上の駐車場に限る。）について、平成 2 7 年度から令和 6 年度までの間における 3 年以上の運営実績は下記のとおりです。

記

駐車場の名称及び所在地	
運営期間	年 月 日から 年 月 日まで
駐車台数	台
駐車場の構造	地上____階 地下____階
所有者	

- (注 1) 運営実績について
代表的な運営実績を 1 件記載してください。
- (注 2) 運営実績について
様式に記載する運営実績は、事業者が利用受付から料金收受等を一貫して管理運営する実績を意味しており、管理運営の主体ではなく管理運営行為の一部のみを担っているような場合は、運営実績とは認め難い場合があります。したがって、その趣旨を十分に踏まえた上で、記載してください。
- (注 3) 根拠資料について
契約書や図面など、上記実績が確認できる根拠資料を添付してください（任意様式）。

関連企業申告書（制限付一般競争入札用）

（宛先）姫 路 市 長

年 月 日

所 在 地

商 号 又 は 名 称

代表者職・氏名

電話 () (担当)

以下のとおり、資本関係又は人的関係にある企業について申告します。

また、記載内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1 資本関係にある企業（裏面参照。該当ない場合は「無」に○をしてください。）

「有」の場合は、下表に記入のうえ「関連内容」欄に次の該当する番号を記入してください。

① 親会社と子会社の関係にある場合・・・・・・・・・・・・・・・・（ 有 ・ 無 ）

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合・・・・・・・・（ 有 ・ 無 ）

企業名	所在地	関連内容

2 人的関係にある企業（裏面参照。該当ない場合は「無」に○をしてください。）

「有」の場合は、下表に記入のうえ「関連内容」欄に次の該当する番号を記入してください。

③ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合・・・・・・・・（ 有 ・ 無 ）

④ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合・・・・・・・・（ 有 ・ 無 ）

企業名	所在地	関連内容	兼任している 役員の氏名

3 その他入札の適正さが阻害されると認められる場合（該当ない場合は「無」に○をしてください。）

「有」の場合は、下表に記入のうえ「関連内容」欄に次の該当する番号を記入してください。

⑤ 組合とその組合員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ 有 ・ 無 ）

⑥ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合・・・・・・・・（ 有 ・ 無 ）

企業名	所 在 地	関連内容	他方の会社の代表者名 （⑥の場合）

それぞれ記載欄が不足する場合は、上記内容を記載した別様式を作成し、代表者印を押印のうえ提出してください。

☆ 関連企業として申告の必要な企業については下記のとおりです。

姫路市への業者登録の有無に関わらず届出してください。

1 資本関係にある企業

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- ① 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2 人的関係にある企業

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、③については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ③ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 6 7 条第 1 項又は民事再生法第 6 4 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

3 その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ⑤ 組合とその組合員
- ⑥ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

☆ 記載内容に変更（該当する役員の解任等）があった場合は、直ちに都市計画課へ届出してください。

現地説明会参加申込書

年 月 日

(宛先) 姫 路 市 長

参加申込者

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

イーグレひめじ駐車場施設の貸付に係る事業者の募集要項に基づき、現地説明会への参加を申し込みます。

参 加 者 1	氏 名 部署・役職
参 加 者 2	氏 名 部署・役職
参 加 者 3	氏 名 部署・役職
参 加 者 4	氏 名 部署・役職
参 加 者 5	氏 名 部署・役職
連 絡 先	担 当 者 名 : 住 所 : 電 話 : F A X 番 号 : メールアドレス :

入札辞退届

令和 年 月 日

(宛先) 姫 路 市 長

参加申込者

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

イーグレひめじ駐車場施設の貸付について申込みをしましたが、都合により入札を辞退します。

質 問 書

令和 年 月 日

(宛先) 姫 路 市 長

イーグレひめじ駐車場施設の貸付に係る事業者の募集要項等に関して質問を行いたいので、質問書を提出します。

質疑者	商号又は名称	
	部 署	
	担 当 者 名	
	電 話	
	メールアドレス	

資料名		ページ	
項目名			
質疑内容			

注 1 質問は、本様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔にまとめて記載してください。

注 2 質問は、電子メールで提出してください。これ以外の方法（持参、郵送、口頭、電話、FAX 等）によるものは受け付けません。

注 3 令和 7 年 1 2 月 2 日（火）正午までに提出してください。

姫路市都市局まちづくり部都市計画課メールアドレス

E-mail : tkeikaku@city.himeji.lg.jp

受付番号

入 札 書

令和 7 年 1 2 月 1 8 日											
(宛先) 姫 路 市 長											
所 在 地											
商 号 又 は 名 称											
代表者職・氏名 ⑩											
(代理人氏名) ⑩											
姫路市契約規則（昭和 6 2 年姫路市規則第 2 9 号）及びこの入札についての関係書類を承知の上、次のとおり入札いたします。											
入札金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									0	0	0
件名											
イーグレひめじ駐車場施設の貸付											
備 考											

- 〔注意〕
- 1 この入札書は長 3 封筒に入れ、表面に「入札書及び件名」等を、裏面又は表面に「住所、氏名」を記入し封印すること。
 - 2 委任状がある場合は同封すること。その場合は代理人⑩が必要です。
 - 3 金額は 1 わくに 1 字ずつアラビア数字で記入し、金額の前に¥をつけること。
 - 4 金額は訂正しないこと。

委任状

令和 7年12月18日

(宛先) 姫路市長

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

印

私は、_____を代理人と定め、次の行為を行う権限を委任します。

1 件名 イーグレひめじ駐車場施設の貸付

2 委任事項 上記件名に対する入札又は見積に関する一切の件

3 代理人使用印欄

印

暴力団排除に関する誓約書

私は、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号。以下「条例」という。）を遵守し、市が行う契約に係る事務その他全ての事務又は事業において、暴力団を利することとならないように、下記の事項について誓約します。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や損害賠償請求等、市が行う措置について一切の異議申立ては行いません。

記

- 1 姫路市が行う公有財産の処分等の契約からの暴力団排除に関する要綱（以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる者（以下「排除対象者」という。）のいずれにも該当しないこと。
- 2 排除対象者に該当しないことを確認するため、市が所轄の警察署へ照会することに同意すること。
- 3 前項の照会に当たり、市から要綱第2条第7号に規定する役員等の名簿その他照会に必要な資料（以下「役員名簿等」という。）の提出を求められたときは、役員名簿等が市から所轄の警察署へ提出されることに同意した上で、速やかに提出すること。
- 4 市と締結した契約又は市から受けた使用許可の履行に当たり、自らが、排除対象者から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、その旨を直ちに市へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。
- 5 第2項の照会に対する回答又は警察からの通報等の情報を、外郭団体等を含む市関係部局が共有することに同意すること。

年 月 日

（宛先）姫路市長

〔法人・団体にあつては、事務所所在地〕

住 所

〔法人・団体にあつては、法人・団体名、代表者名〕

（ふりがな）

氏 名

※ 姫路市では、姫路市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

(誓約書裏面)

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

○ 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

（市の事務及び事業における措置）

第7条 市は、契約に係る事務その他すべての事務又は事業において、暴力団を利用することとならないように、暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。

○ 姫路市が行う公有財産の処分等の契約からの暴力団排除に関する要綱（抄）

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。
- (4) 法人等 法人その他の団体をいう。
- (5) 役員 法人等において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。
- (6) 相当の責任の地位にある者 役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。
- (7) 役員等 法人等にあつては、役員その他経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいい、個人にあつては、その者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。
- (8) 公有財産の処分等 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第238条の4第1項から第4項までの規定に基づき行政財産を貸し付け若しくは行政財産に私権を設定し、又は地自法第238条の5の規定に基づき普通財産を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは普通財産に私権を設定することをいう。

（契約の相手方からの排除）

第3条 市長は、次の各号に掲げる者（以下「排除対象者」という。）を公有財産の処分等の契約の相手方としないものとする。

- (1) 暴力団及び暴力団員
- (2) 暴力団員が役員として経営に関与している者（実質的に関与している場合を含む。）
- (3) 暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任している者
- (4) 次に掲げる行為をした者を、役員等としている者

ア 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団又は暴力団員の威力を利用する行為

イ 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

（使用許可への準用）

第9条 地自法第238条の4第7項の規定に基づき行政財産の使用を許可する場合（以下「使用許可」という。）については、第3条から前条までの規定を準用する。